

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり
調査特別委員会

調査結果報告書
(案)

令和5年12月

茨 城 県 議 会

令和5年12月21日

茨城県議会議長 石井 邦一 殿

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会
委員長 伊沢 勝徳

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会調査結果報告書

令和5年第1回定例会において本委員会に付託された「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

— はじめに —	1
○ 調査方針及び調査経過	2
○ 現状と課題	
1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり	4
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	8
3 誰もが教育を受けることができる社会づくり	14
4 多様な働き方・外国人材の積極活用等	17
○ 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方（提言） 《重点的に取り組むべき事項》	
1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり	20
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	22
3 誰もが教育を受けることができる社会づくり	25
4 多様な働き方・外国人材の積極活用等	27
— おわりに —	30
参考資料	
1 調査に当たった委員	33
2 活動経過	34
3 これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書	36
4 関連資料	39
5 論点整理資料	57

はじめに

令和5年4月、国立社会保障・人口問題研究所は、長期的な日本の人口を予測した「将来推計人口」を公表した。これによると、2020年に約1億2,600万人であった我が国の総人口は、2070年には約3割も減少して8,700万人となり、しかも、その1割を外国人が占めると推計されている。

また、令和4年の出生数が初めて80万人を下回ったというニュースは、まだ私たちの記憶に新しいところであるが、この出生数についても、2070年には50万人にまで落ち込むとの見通しが示されている。

目下、未来を見据えた人づくりの問題に向き合う重要性は、これまでにないほど高まっている状況にあると考えられる。

そうした中、少子化や人口減少が社会に及ぼす影響を少しでも回避するためには、結婚・出産、子育て、教育を通じた人づくりが重要であることは論を俟たないが、一方、少子化対策が功を奏しても、労働力の面で効果が表れるまでには時間を要するとの分析があるのも事実である。

このため、本委員会においては、結婚・出産、子育て、教育を通じた人づくりだけではなく、多様な働き方や外国人材の積極活用など、短期的に効果を上げることが期待できる対策についても、併せて調査・検討することを基本的な姿勢として議論に臨んだ。

執行部からは各調査項目に係る現状と課題、今後の対応等について詳細な説明をいただいたほか、少子化問題の背景や人材確保に関わる現場の声などをよりの確に把握すべく、人口動向に関する研究者や外国人材・女性人材の活用に精通した各分野の方々、さらには少子化問題の研究に取り組む学生など、多くの有識者から貴重なご意見をいただきながら、精力的に調査・検討を進めてきた。

また、本委員会として、「これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書」を発議するなど、国への要望にも力を注いできたところである。

今般、本委員会における調査・検討の集大成として、委員会での審議結果を踏まえ、誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方について、調査結果をここに報告するものである。

調査方針及び調査経過

1 調査方針

本委員会の設置経緯などを踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

(1) 調査目的

社会は多様な職種や立場の協働によって構成されており、一つでも欠けるものがあるれば成り立つことはできない。そして、その社会を持続可能なものとするためには、誰もが個々の能力を発揮し、活躍することで協働の輪を維持していく必要がある。

しかしながら、出生数は全国・本県ともに減少の一途をたどっているほか、生産年齢人口についても右肩下がりの様相を呈するとともに、不登校の急増をはじめとした新たな問題も顕在化するなど、希望の持てる次世代の人づくりが危ぶまれる状況が生じている。こうした社会の根幹に関わる課題は、総じて一朝一夕に解決できるものではなく、長期的な視点に立ち、未来を見据えて種をまく展望の下に取り組まなければならない。

そこで、後世に「あの時代があったからこそ今の繁栄がある」と実感してもらえべく、将来にわたって本県の活力を維持するため、「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方」について、調査・検討を行う。

(2) 調査項目

序論：少子化問題の背景

- (1) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり
- (2) 安心して子どもを育てられる社会づくり
- (3) 誰もが教育を受けることができる社会づくり
- (4) 多様な働き方・外国人材の積極活用等

(3) 調査期間

調査期間は、令和5年12月までの概ね8ヶ月とし、令和5年第4回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

本委員会は、令和5年3月24日の第1回定例会で設置され、5月22日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、7回にわたり委員会を開催し、調査・検討を進めてきた。

第1回委員会では、国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部部長の岩澤美帆氏をお招きし、「少子化問題の背景」についてご意見をいただいた。また、執行部から「結婚・出産の希望がかなう社会づくり」について説明を聴取し、議論を行った。

第2回委員会では、執行部から「安心して子どもを育てられる社会づくり」、「誰もが教育を受けることができる社会づくり」について説明を聴取し、議論を行った。

第3回委員会では、協同組合エコ・リード代表理事理事長の安田則夫氏、建設産業女性定着支援ネットワーク幹事長の須田久美子氏、社会福祉法人北養会理事の伊藤浩一氏をお招きし、それぞれ「農業分野での外国人材の活用における現状と課題」、「建設産業の女性定着促進に関する取組」、「外国人介護人材の活用における現状と課題」についてご意見をいただいた。また、執行部から「多様な働き方・外国人材の積極活用等」について説明を聴取し、議論を行った。

第4回委員会では、これまでの調査・検討状況を整理し、提言の集約に向けた論点整理とともに、更なる提言の追加など中間報告案の検討を行った。

第5回委員会では、中間報告書及び意見書について協議を行い、それぞれ決定した。また、常磐大学総合政策学部法律行政学科の学生の皆様と教授の吉田勉氏をお招きし、「茨城の学生が考える『結婚・子育て観』&『少子化対策』」、「『結婚観』ヒアリング結果」についてご意見をいただいた。

令和5年第3回定例会では、議長に中間報告を行うとともに、委員会発議の「これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書」が可決された。

第6回委員会では、常磐大学の皆様のご意見を踏まえた更なる提言の追加など、最終報告案の検討を行った。

その後も、精力的に調査・検討を進め、12月に開催した第7回委員会において、本委員会の調査結果報告書を取りまとめたところである。

1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

(1) 結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供

① 出会いの場の創出

○現状

少子化の背景には、様々な要因が考えられるが、50歳時点における男女の未婚率が急速に上昇しているほか、平均初婚年齢も1975年と比較して5歳程度上昇しており、国際的に日本の婚外子の割合が極めて少ないことを踏まえても、未婚化・晩婚化が少子化に与える影響は非常に大きく、その対策が喫緊の課題であると考えられる。

第16回出生動向基本調査(2021年)によると、25歳から34歳の独身者に対して、独身でいる理由について尋ねたところ、男女ともに「適当な相手にまだめぐり合わないから」との回答が最も多かった(男性43.4%、女性48.1%)。このことから、出会いの場の創出を支援していくことで、結婚を希望する男女がパートナーと巡り合い、成婚へと繋がる取組を推進していくことが重要である。

本県では、2006年6月に全国に先駆けて、茨城県労働者福祉協議会と共同で「いばらき出会いサポートセンター(2013年4月より一般社団法人化)」を設立し、結婚支援活動を行ってきた結果、2022年度末までに延べ2,631組の成婚を実現した。

2006年8月から、地域の結婚支援ボランティアとして「マリッジサポーター」を委嘱し、各地域における世話役として、出会いの相談・仲介や婚活パーティーの企画・運営等を行っている。

2023年4月から、市町村や企業などと連携したイベントの企画立案などを担う「結婚支援コンシェルジュ」を新たに配置している。

○課題

いばらき出会いサポートセンターのPRの強化やシステムの利便性の向上により、会員数の増加を図ることで、会員同士の出会いの機会を増やしていく必要がある。

結婚支援コンシェルジュを中心として、センター、市町村及び民間企業とのネットワークを構築し、共同イベントの開催や広報PR等において連携して取り組んでいくことで、これまでになかった新たな出会いの機会を創出していく必要がある。

②結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成

○現状

第16回出生動向基本調査（2021年）によると、独身者の「いずれ結婚するつもり」と答える割合が、男女とも前回調査（2015年）より減少しており、未婚化・晩婚化の流れを変えるためには、若い世代が結婚や出産・子育てに対するポジティブな意識や環境を醸成していくことが重要である。

県内の高校生を対象としたライフデザインセミナーを開催し、結婚や出産、子育てを身近なものとして捉えてもらえるよう、直接赤ちゃんとふれあうことができる体験授業やライフプランに関する講演を実施している。

市町村・企業等との連携により、新婚夫婦等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらき結婚応援パスポート（iPASS）」や、子育て家庭等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらきKidsClubカード」を発行している。

市町村が実施主体となり、新婚世帯に対し、結婚に伴う住宅費用や引越費用を支援する事業を実施している。

○課題

高校生を対象としたライフデザインセミナーについては、引き続き、教育委員会や子育て支援団体等と連携を図りながら、対象校の拡大や内容の充実に努めていく必要がある。

「いばらき新婚夫婦等優待制度」や「いばらき子育て家庭優待制度」については、引き続き、企業等への協賛を働きかけるとともに、ホームページでのPRや街頭キャンペーン等を実施し、制度の周知や結婚・子育てに対する前向きな機運醸成に努めていく必要がある。

結婚新生活支援事業については、未実施市町村を含めた全市町村を対象に、課題や取組状況を共有・議論する場を設けるなど、実施市町村の拡大を図っていく必要がある。

③若者の安定した雇用に向けた就職支援・待遇改善

○現状

全国の若年者（15～34歳）の正規雇用率は年々上昇しており、2022年は77.2%となっている。また、全国の若年者（15～34歳）の不本意非正規労働者数は年々減少しており、2022年は48万人となっている。

若年者を含む求職者の雇用の安定を推進するため、いばらき就職支援センターにおいて、専門のキャリアカウンセラーが就職相談、キャリアカウンセリング、職業紹介までの一貫した就職支援を実施している。

新規学卒者及び既卒未就職者の就職促進や雇用のミスマッチの防止のため、新規学卒者等と県内事業所が一堂に会し、対面方式で面接・企業説明を行う合同企業面接会を複数回開催している。

○課題

引き続き、いばらき就職支援センターの運営や大卒等就職面接会を開催するとともに、リスキリングを推進するための環境整備に取り組むことで、若年者の雇用の安定、早期離職に繋がる雇用のミスマッチの防止を図る必要がある。

(2) 安心して子どもを産み育てることができる相談体制の整備

○現状

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、妊娠や出産にかかる様々な不安を解消するため、妊娠期から出産・子育て期に至るまで一貫して身近な地域で相談や支援が受けられる環境整備が重要である。

「いばらき妊娠・子育てほっとライン」では、助産師による妊娠等に関する相談窓口（電話・LINE）を開設し、健やかな妊娠の継続及び安心・安全な出産を支援するとともに、「茨城県助産師なんでも出張相談」では、産後4か月までの家庭への助産師の出張訪問により、乳児の体重の増え方や母乳についての相談など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行っている。

2023年1月より、市町村が実施主体となり、妊娠期から出産・子育て期において、切れ目なく相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に講じる「出産・子育て応援事業」を実施している。

○課題

各種相談事業については、今後とも相談事業の充実・強化に努め、安心して子どもを産み育てることのできる相談体制の充実を図る必要がある。

(3) 不妊治療の経済的負担の軽減

○現状

近年、晩婚化等を背景とする不妊治療の増加を受けて、不妊治療で誕生する子どもの割合は、2009年の約40人に1人から、2020年には約14人に1人となるなど、年々増加している。

妊娠・出産に関する正しい知識の理解促進や、不妊治療を行う方の精神的・経済的負担の軽減が必要である。不妊で悩んでいる方を支援するため、不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が無料で不妊に関するさまざま相談に応じる、不妊専門相談センターを開設している。また、個別の相談だけでなく、同じ立場の人と話す機会をつくるグループミーティングも実施している。

2022年4月から不妊治療の保険適用が開始され、人工授精や体外受精などが保険適用となり、負担軽減につながった。一方、従前の国の助成制度が廃止されることなどにより、患者の経済的負担が増加する事例も懸念される。

○課題

相談体制の整備については、相談者に寄り添った支援事業を引き続き実施していく。また、若い世代への妊娠・出産に関する正しい知識の普及が極めて重要であることから、企業や大学等においてプレコンセプションケアに関する講座を開催し、普及啓発の充実を図っていく必要がある。

不妊治療の経済的支援については、妊娠・出産を希望する人が経済的理由で妊娠・出産をあきらめることがないように、引き続き、保険適用の拡大を国に要望していく必要がある。

2 安心して子どもを育てられる社会づくり

(1) 小児・周産期医療体制の充実

①周産期医療体制の充実

○現状

本県では、周産期医療体制の充実を図るため、県内を3つのブロックに分け、各ブロックに総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力病院を指定し、周産期医療体制の整備を図っている。

各総合周産期母子医療センターに妊産婦搬送コーディネーターを配置するなど、地域の産婦人科医療機関、搬送機関との連携を強化した総合的な診療体制を確保している。

○課題

高齢出産によるハイリスク分娩の割合が増加し、高度な周産期医療の需要が増大していることや、開業医の高齢化・後継者不足によって産科医療機関が減少傾向にあることから、今後とも妊産婦が安心して出産や治療が受けられる医療体制の整備が必要である。

高度で専門的な周産期医療を提供するため、引き続き、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターが安定的に運営できるよう支援していくとともに、ハイリスクの分娩を取り扱う周産期母子医療センターに負担が集中しないよう医療機関等の役割分担の検討を進める必要がある。

②小児医療提供体制の充実

○現状

各地域の実情に応じ、拠点病院方式や輪番制により、休日・夜間を含めた小児救急医療体制を整備するとともに、筑波大学附属病院の小児救命救急センターや県立こども病院などを中心に、重篤患者の受入体制を確保している。

少子化や核家族化、夫婦共働きの進行などにより、子育て環境が変化するなかで、保護者の子どもを大切に育てたいという意識の高まりとともに、専門医志向、病院志向の傾向が強まっており、特に休日・夜間においては、小児救急外来を設けている病院に患者が集中し、その多くを軽症患者が占める傾向にある。

小児科医の不足や地域偏在のため、休日・夜間における小児の初期救急体制が十分に整備されていない地域があるほか、二次・三次救急医療を担う医療機関が初期救急医療も担っており、当該医療機関の負担が大きくなっている。

○課題

休日や夜間においても、患者の重症度・緊急度に応じた適切な小児救急医療を提供できるよう、引き続き、小児救急を担う医療機関を支援する必要がある。

引き続き、電話相談による相談体制の充実や、パンフレット・ホームページ等による小児救急医療の普及・啓発を図ることで、保護者が安心して子育てができる環境の整備に努める必要がある。

(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

①小児・妊産婦医療費助成

○現状

県は、小児及び妊産婦が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、市町村の行う小児及び妊産婦の医療福祉の施策に対し助成措置を講じ、これを推進している。

○課題

子どもに関する医療費助成制度は、現在、地方の負担により実施されているが、国が責任を持って全国統一した基準で実施するとともに、その財源も国が負担すべきものとするため、中央要望などの機会において、国による子どもの医療費の公費負担制度創設について、継続的に要望していく必要がある。

②児童手当・多子世帯支援

○現状

2022年に県が実施したアンケートでは、理想とする子どもの数は2.48人、実際の子どもの数は2.08人で、その差は、やや減少傾向にあるものの、依然として0.4人の差がある。

○課題

第16回出生動向基本調査（2021年）によると、理想の数の子どものを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっていることから、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図る必要がある。

③高校生等への就学支援

○現状

2019年県政世論調査によると、理想的な子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由として、子育てのための経済的負担の大きさが挙げられている。

高等学校等において、生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給しているほか、高校生等がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給している。

経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で学資を貸与し、有為な人材の育成を図っている。

○課題

すべての子どもの教育機会の確保を目的として、家庭の教育費負担の軽減を図るため、給付金等の支給や奨学金の貸与などの事業とともに、国や県が取り組んでいる支援制度が活用されるよう周知を継続していく必要がある。

(3) 地域の子育て支援の充実

①子育て家庭の孤立防止

○現状

2019年に実施されたアンケートによると、「孤立している」と感じる妊娠中や子育て中の母親の割合は4割にもものぼる。

地域における子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点づくりやファミリー・サポート・センターなどの事業実施市町村に対して補助を行い、安心して子育てできる環境づくりを進めている。

○課題

市町村が実施する子ども・子育て支援事業に係る補助を継続していくとともに、ファミリー・サポート・センター事業については、全市町村での実施に向け、優良事例や課題の共有等を通して制度の普及を図っていく必要がある。

子どもへの一体的相談・支援を行う「こども家庭センター」の設置を市町村へ促すとともに、妊産婦、子ども及びその保護者に対する家庭支援や、児童虐待の未然防止に努めていく必要がある。

②ひとり親家庭への支援

○現状

本県のひとり親世帯は、直近で、26,060世帯となっている。このうち母子世帯が21,850世帯(83.8%)、父子世帯が4,210世帯(16.2%)となっている。

母子世帯の半数程度が非正規の就業者であり、平均年間世帯収入は、父子家庭の6割程度に留まり、経済的に厳しい状況に置かれている。

県営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的として建設された住宅である。近年、母(父)子世帯、高齢者世帯など、特に配慮が必要な世帯(要配慮者世帯)は大きく増加し、全入居世帯

の約7割（68.8%）を占めており、そのうち母子世帯については、約3割（24.0%）を占めている。

○課題

ひとり親家庭の経済的負担や家事負担を軽減し、ひとり親家庭で育つ子供たちの健やかな育ちを支援する必要がある。

県営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、住宅に困窮する母（父）子世帯や多子世帯など、住宅の確保に配慮を要する世帯に対して、的確に県営住宅が提供することが求められている。

（4）安心して子育てができる地域づくり

①青少年相談員の活動等

○現状

青少年相談員は、各市町村の設置規則等に基づき市町村長等から委嘱され、街頭や店舗などにおける青少年への声かけ、相談、見守り活動を担っている。

県内2,118名が委嘱されており、各市町村に青少年相談員協議会が、県に青少年相談員連絡協議会が設置されている。

○課題

県内2千人を超える相談員が、青少年への声かけ、相談など地域の見守り活動に取り組むことで、青少年・若者の非行防止や健全育成が期待できることから、引き続き相談員の活動を支援していく必要がある。

②子供の安全対策

○現状

小・中学生が被害者となる交通事故は10年前と比べ、小学生は約3割、中学生は約5割にまで減少しているが、高校生に係る事故は減少幅が小さい。特に事故に遭った高校生の9割が自転車乗用中である。

過去10年間における頭部損傷により死亡または重傷を負った高校生は9割以上がヘルメット非着用。特に昨年はわずか2%の着用にとどまっており、ほかの世代と比較して著しく低い傾向である。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反をはじめとしたSNSに起因する事犯の被害に遭った子供は、過去10年間、増減を繰り返している。

○課題

子供の交通事故のうち、最も危惧されるのは自転車利用の高校生のヘルメットの非着用であるため、高校生のヘルメット着用促進のための対策を推進していく必要がある。

子供が、SNSに起因した犯罪、特に未成年者誘拐や不同意性交等の重要犯罪の被害に遭うことが危惧されるため、これらから子供を守る対策を推進していく必要がある。

(5) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

○現状

女性の就業率の上昇などにより、少子化が進む中でも保育の必要性は増加傾向にある。

保育所等の整備を行い受け皿の確保を図った結果、4月における待機児童数は、ピークの2017年の516人から2022年では8人と、大幅に減少している。

2022年4月の待機児童8人のうち、7人が障害児など特別な支援を必要とする児童で、保育所等の不足により入所の希望が叶わない待機児童は、実質ゼロとなっている。

共働き世帯の増加に伴い、就学児童についても、放課後の安全・安心な居場所として、放課後児童クラブの充実が求められている。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続が求められていることや、障害のある幼児や外国人幼児の増加に伴い、特別な配慮を必要とする幼児への適切な対応が求められている。

○課題

保育需要の動向を見極めながら、当面の間、保育所等の整備を進めるとともに、将来的な利用児童の減少を勘案し、地域の実情に応じて小規模保育事業等の推進を検討する必要がある。

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、市町村と協力し、病児保育や障害児保育に対応できるようにするほか、保育サービスの充実のために、保育人材の確保に加え、保育士の経験に応じた研修の実施や職員の配置について改善を図る必要がある。

放課後児童クラブにおける待機児童解消の一層の推進を図っていく必要がある。

幼児教育においては、小学校教育につながる学びの基礎を子どもたちに育むために、保育者の資質向上を図ることが重要であることから、引き続き、全ての幼児教育施設を対象に採用時や6年目、12年目といったキャリアステージに応じた研修を継続していく必要がある。

(6) 児童虐待対策の推進

○現状

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、2021年度では全国で207,660件、茨城県においては3,743件でいずれも過去最多となっている。

増加要因としては、県警本部との全件情報提供（共有）や、新型コロナウイルス感染症感染拡大により在宅時間が増え、配偶者からの暴力（DV）事案における心理的虐待の通告の増加が考えられる。

○課題

引き続き、児童福祉司を始めとした専門職人材の確保、指導的役割を持つ職員（スーパーバイザー）の配置等、児童相談所の体制強化に努める必要がある。

AIを活用したアセスメント支援ツール等のデジタル技術について、開発中の国の動向を見据えながら活用を検討・推進し、児童相談所業務の効率化、職員の負担軽減を図り、保護者及び児童が適切な支援を受けられるよう取り組んでいく必要がある。

3 誰もが教育を受けることができる社会づくり

(1) 教育機会の確保

○現状

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。このため、各市町村では、経済的な理由により就学が困難と認められる公立小中学校等の児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、就学に必要な経費を援助している。

特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、障害の重度・重複化や多様化なども進んでいる。

○課題

公立小中学校においては、毎年一定数の就学援助を必要とする児童生徒がいるため、引き続き、積極的に保護者等に対して制度の周知を図るとともに、市町村に対しては適切な運用やきめ細かな広報等の取組を促していく必要がある。

教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるため、引き続き就学に係る経費について支援を行っていく必要がある。

(2) 奨学金貸与制度の充実や家庭の教育費負担の軽減

○現状

文部科学省の調査によると、1年間の学習費は公立高等学校（全日制）で約51万3千円・私立高等学校（全日制）で約105万円となっており、また、大学の1年間の学生生活費は、国立大学で約143万円・私立大学で約192万円となっている。

○課題

意志ある子どもが安心して教育を受けられるよう、引き続き奨学金の貸与事業を継続していくとともに、国や県が取り組んでいる支援制度が活用されるよう周知していく必要がある。

(3) 就学前教育・家庭教育の推進

○現状

幼児教育では、遊びや生活を通して、非認知能力等学びの基盤となる資質能力を培っており、小学校教育では幼児教育で培った力を、教科学習で更に伸ばしていくことが重要である。

○課題

保幼小の接続については、各市町村に管理職向けの研修会や保育参観をさらに充実するように働きかけたり、県で研修動画を作成・配信したりすることで、市町村による組織的な取組を支援する必要がある。

共働き世帯の増加や生活環境の変化などにより、保護者の価値観が多様化し、子育てに不安や悩みを抱える保護者もいることから、子どもの教育に第一義的責任を有する保護者に対して、家庭教育について学ぶ場や機会、情報を提供する必要がある。

(4) 特別支援教育等の充実

○現状

特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は年々増加しており、特に、10年前と比較して、小・中学校、高等学校等において通級による指導を受ける児童生徒は3.7倍、小・中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒は1.9倍に増加している。

特別支援学校の特別支援教育巡回相談員が、地域の小・中学校、高等学校等における指導内容や支援方法等に関する相談に対し、助言・援助をしている。

○課題

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実のため、校内支援体制の整備、通級による指導の更なる活用、担当教員の専門性向上などが必要である。

小・中学校、高等学校等における個々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場の十分な検討や指導・支援内容等に関する助言・援助の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の向上が求められている。

特別支援学校における不足教室の解消を図る必要がある。

(5) 困難を抱える子どもへの支援

○現状

国調査によると、全体では7人に1人の子ども、ひとり親家庭では2人に1人の子どもが貧困状態※にある。

※17歳以下の子どもで、世帯1人あたりの可処分所得が一定基準（約120万円）に満たない子どもの割合

○課題

貧困の連鎖を防止するため、貧困世帯の子どもに学習支援を行うほか、居場所づくりや日常生活支援、保護者への養育支援を通じた包括的な支援を行う必要がある。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成される環境を整備する必要がある。

給付金等の給付や奨学金の貸与などにより、経済状況に左右されず、すべての子どもたちが教育を受ける機会を確保できるよう支援していく必要がある。

学校等で把握されたヤングケアラーを、必要な支援につなげるため、地域における相談支援体制と連携の強化に取り組んでいく必要がある。

(6) 急増する不登校への対策

○現状

不登校児童生徒が年々増え続けている中、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への支援として、児童生徒自らの進路を主体的に捉えて、多様な学びの機会を確保し、社会的に自立するための支援の充実を図ることが求められている。

○課題

教育相談体制の充実を図るとともに、教育支援センターや民間フリースクール等との更なる連携の推進並びに校内フリースクール設置の促進を図りながら、より効果的な支援を進めていく必要がある。

不登校の未然防止のため、各学校においては、日常の観察、生活ノート等のやりとり、アンケート、教育相談等による児童生徒の状況把握に努めるとともに、引き続き、各種相談体制の充実を図り、児童生徒の心のケアに取り組む必要がある。

4 多様な働き方・外国人材の積極活用等

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

○現状

本県は全国と比較し、年次有給休暇取得率は高いものの所定外労働時間が長く、ワーク・ライフ・バランスの推進が課題となっている。

○課題

多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備を促進するため、県内経済団体や業界団体と連携し、優良事例の普及啓発や経営者の意識改革を図っていく必要がある。

県庁においても、職員がワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現できるよう、働き方改革の取組をさらに進めるとともに、職員が意欲を持って、県民のために仕事に注力できる環境づくりを促進する必要がある。

(2) 幅広い職種で女性が働きやすい環境の整備

○現状

2020年の国勢調査によると、本県の女性労働力率※は52.4%であり、全国の女性労働力率53.5%をやや下回っている。また、本県の女性管理職割合(14.2%)は全国平均(14.8%)を下回っている。

※15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

県では、子育て中の職員が仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進するため、また、全ての女性職員がどの役職段階においてもその個性と能力を十分に発揮できるよう、2021年度から2025年度を計画期間とする「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定し、取組を進めている。

○課題

同プランにおける2026年4月の数値目標である課長級以上の女性職員割合26%の達成に向けて、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を図る必要がある。

管理職登用に向けた企業の意識改革を進めるとともに、女性自身が管理職になることについて前向きに捉え、キャリアを形成できるよう支援していく必要がある。

(3) 担い手不足が生じやすい業種における国内人材の確保

○現状

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、全国の生産年齢人口(15~64歳)は今後も減少が続くと見込まれ、2025年は73,101千人あった生産年齢人口が、20年後の2045年には58,323千人(▲20.2%)まで減少すると推計されている。

本県の15歳以上人口は、新型コロナが発生した2019年度を起点に前後3年の数値をみると、2016年1月時点では約251.8万人だったが、2022年1月には約5万人減の約246.8万人に減少している。一方、労働力人口※は2016年平均では152.4万人だったが、2022年平均では1.5万人増の153.9万人となっている。労働参加率は年々上昇しており、これは女性や高齢者層の労働参加が進んでいる結果と推測される。

※労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口。

○課題

生産年齢人口の減少や労働参加率の上昇により、潜在的な労働力の供給が減少している。企業の人材確保を巡る環境は悪化しており、雇用関係指標や各種調査にその結果が表れており、県内企業の人材確保を支援する必要がある。

(4) 日本語教育など外国人材に対する支援

①外国人支援体制の充実

○現状

2022年12月末現在の本県の在留外国人数は81,478人、県全体の人口に占める割合は2.9%であり、いずれも過去最高となっている。

国籍・地域別では、ベトナム、中国、フィリピンが多く、在留資格別では、永住者、技能実習が多い。市町村別では、在留外国人数はつくば市が最も多く、市町村の人口に占める在留外国人の割合は常総市が最も高い。

○課題

在留外国人数は、今後とも増加が見込まれており、すべての外国人が安全・安心に暮らせるよう、外国人向けの相談体制や外国人に対する情報発信の充実、日本語学習の機会の提供に取り組んでいく必要がある。

②外国人児童生徒への日本語指導と支援体制の充実

○現状

外国人材の受け入れが進むことに伴い、外国籍の子どもの数も増えてくることが想定される。

外国人の子の保護者についてはその子を就学させる義務が課せられていないが、外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障していることから、外国籍等の子どもがいる世帯に対し、必要な情報を提供している。

○課題

小・中学校においては、市町村の教育委員会と住民登録関係部局が連携し、外国人児童生徒の就学促進を図るよう指導助言していくとともに、高等学校においても、全ての県立高校での外国人生徒の特例入学者選抜の実施を継続することで、外国人児童生徒の就学機会を確保していく必要がある。

小・中学校においては、指導力向上に向けた研修等の充実を図っていくとともに、グローバル・サポート事業を活用したオンラインによる習熟の程度に応じた日本語支援等を継続していく必要がある。

(5) 外国人材の積極的な受け入れ強化

○現状

県内の在留外国人を在留資格別にみると、労働関係の在留資格で最も多い「技能実習」は、2020年・2021年は入国制限の影響で前年より減少したものの、2022年は増加に転じた。「特定技能」は、2019年の制度開始以降年々増加している。大学等卒業者が取得する「技術・人文知識・国際業務（以下「技人国」）※」は、増加傾向で推移している。「留学」は、2020年・2021年は入国制限の影響で前年より減少したものの、2022年は増加に転じた。

※技術・人文知識・国際業務：大学等で学んだ専門知識や母国の文化・言語に関する知識等と関連性のある業務に従事するための在留資格。就労先がある限り働き続けることが可能。

○課題

外国人材が日本人と同様に安心して働き、中長期的に活躍できるよう、引き続き、外国人材支援センターの運営を通じて、県内企業における外国人材の受入れ環境の整備や就職マッチング支援に努め、外国人材から選ばれる茨城づくりを進めていく必要がある。

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方（提言）

《重点的に取り組むべき事項》

1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

<施策の在り方>

- 県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数との間には、依然として 0.4 程度の差が存在する。その背景や要因を正確に分析し、理想と現実の差を埋めるためにはどのような取組が求められるのかという視点で、施策を構築していく必要がある。

また、施策を効果的に展開していくためには、これまで以上に P D C A の精度を上げていくことも重要である。

<労働政策>

- 昨今は、正規雇用であっても賃金の上昇がなかったり、社会保険料の負担が過去の何倍にも大きくなっていたりするなど、若者世代を中心に財産形成の難しい状況が生じており、「結婚したくてもしづらい」というイメージになっていると考えられる。雇用や賃金などをめぐる労働政策においても、若者世代の経済事情を十分に踏まえた対策が必要である。

<結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成>

- 「赤ちゃんふれあい体験」をはじめとする高校生のライフデザインセミナーは、参加した生徒のポジティブな意識変化が確認できるなど、結婚や子育てに対する前向きな機運を醸成するための取組として有効である。今後は、なるべく多くの生徒が受講できるようにするなど、セミナーの実施規模を拡大していくべきである。

<いばらき出会いサポートセンター>

- いばらき出会いサポートセンターについては、県外の方も相当数が登録されている。そうした方々を念頭に、成婚した場合には茨城県に居住してもらえるよう、新婚家庭への住宅費用支援などインセンティブとなる施策をうまく P R しながら取り組む必要がある。

- いばらき出会いサポートセンターでは、A I 機能によるマッチングシステムが導入されているが、民間などでも同様の事業は実施されている。競合する他のシステムと比較して、本県のシステムはどのような強みを持っているのか分析し、それを効果的にPRすることで利用の拡大につなげていく必要がある。

<新婚夫婦や子育て世帯への優待制度>

- 市町村や企業等との連携により、新婚夫婦等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらき結婚応援パスポート（i P A S S）」の認知が進んでいない。例えば、成人式など一定程度の適正な年齢になった段階で一律に配布し、対象者に幅広く行き渡らせるなど、認知度のさらなる向上に努める必要がある。
- 市町村や企業等との連携により、子育て家庭等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらき Kids Club カード」は、i P A S S のようにアプリ化されていない状況にある。財布を持たないキャッシュレスでの買い物等の機会が増えている中、利便性を高める観点からアプリ化について検討する必要がある。

<不妊治療>

- 不妊治療においては、知識や情報の不足によって患者が漠然とした不安を抱えることも多く、一般の疾病以上に丁寧なケアが求められる。不妊治療専門の医師やカウンセラーなどが様々な相談に応じる不妊専門相談センターにおいては、オンライン体制の拡充をはじめ、当事者の多様な働き方や生活の仕方に合わせた相談方法を考えていく必要がある。
- 個別の相談だけではなく、不妊に関して同じ悩みを持った方同士、いろいろと忌憚のない話ができる場を求める声も多い。そうしたニーズに対応できるグループミーティングの場については、不妊専門相談センターはもとより、民間企業の事業によるものも含め、利用を活性化させていく必要がある。

<養子縁組等の推進>

- 予期せぬ妊娠などに伴い、人工妊娠中絶に踏み切らざるを得ない方々がいる一方、不妊治療中や同性のカップルなど、子どもを産みたくても産めない方々も数多く存在する。両者を積極的につなぐための枠組みを構築し、養子縁組や里親制度の活用によって、育まれる子どもの命を一つでも多く救えるようにすべきである。

2 安心して子どもを育てられる社会づくり

<政策立案の視点>

- 国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えていく「こどもまんなか社会」を目指している。県においても、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていく考え方に則り、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を行う必要がある。

<周産期等の医療提供体制>

- 子育てやまちづくりの視点から、医療提供体制について適切な対策をとるためには、科学的な研究による知見も重要である。医療に関するデータの集積や、研究機関における専門家の意見も反映しながら、医療の質を含めた適正な医療提供体制が保たれるよう、全体的なバランスを考えていく必要がある。
- 本県の公的病院における正常分娩の出産費用は、全国でも高い水準にあるが、産婦人科の数が少ないため、選択肢が限られている状況にある。患者が産婦人科を選ぶ際の選択肢を増やすなど、費用の問題が出産の足かせとならないようにするための工夫が必要である。

<妊産婦>

- 妊産婦の死亡原因としては自殺が最も多くなっており、全体の2割を占めているとの調査結果もある。医療部局と福祉部局の緊密な連携の下、妊産婦に対するメンタル面のサポートを強化するなど、自殺を防止するための体制づくりが必要である。

<地域の子育て支援の充実>

- 子育て家庭への支援として重要なアウトリーチ型の家庭訪問事業においては、担い手をどうするかが大きな課題となっている。ノウハウを有する民間の活用も含めて、担い手の確保に係る課題を克服する必要がある。
- 地域によって子育て支援の差が生じないよう、市町村が動きやすい仕組みをつくるのが県の役割である。母子保健、児童福祉、教育といった縦割りの垣根を越えて、全庁的に子育ての現場を支援していく必要がある。
- 兵庫県明石市では、紙おむつやミルクを定期的に届けて、母親の話し相手にもなる家庭訪問事業を行っており、周辺の自治体にも広がりを見せている。こうした先進的な事例を参考に、本県でも、子育て支援の目玉となり得る事業の創設を検討す

べきである。

<待機児童>

- 待機児童数としてカウントされない、いわゆる潜在的待機児童についても、実態を把握しながら対策を講じていくことが、待機児童問題の解決には不可欠である。問題の背景にある人材不足を解消するため、市町村等とも連携の下、さらなる保育士の処遇改善と働きやすい環境の整備により、保育士にとって魅力のある職場を実現する必要がある。

<病児保育>

- 特に就労している保護者にとって、子どもの急な発熱などの際に受け入れてもらえる施設があることは、子育てをする上で大きな安心につながる。保育と看護の両機能を併せ持つ病児保育を実施できる施設については、保護者のニーズを踏まえて、数を増やすための取組を進めていく必要がある。

<不適切保育>

- 不適切保育の背景の一つとして考えられる、現場の実状にそぐわない保育士の配置基準の問題を解決するため、国に対しては配置基準の改善をより強く求めるとともに、保育士の配置に余裕を持たせるための県独自の支援について検討すべきである。また、不適切保育を絶対にさせないという明確な意識の下、行政による指導や監査についても、体制を強化する必要がある。

<ひとり親家庭>

- ひとり親の事情により一時的に介護や保育サービスが必要となる場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図る「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、有意義な制度でありながら利用が進んでいない。市町村に制度の周知を徹底し、事業を必要とする家庭に支援が行き届くよう、働き掛ける必要がある。

<公立保育所・幼稚園>

- 公立の保育所・幼稚園については、無償化の影響で市町村の負担が大きくなり、減少傾向にある。しかしながら、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、公立施設はセーフティネットとしての役割を担っているため、存続につなげるための取組が必要である。

<児童相談所>

- 土浦児童相談所が管轄する県南地域の出生数は、他の地域を大きく上回っている状況にあり、将来にわたる潜在的なニーズまで視野に入れた、ハード・ソフト両面での相談所体制整備を検討していく必要がある。

また、処遇の質や職員の負担といった観点から、一時保護所の整備についても、将来的には併せて検討していくべきである。

<放課後児童クラブ>

- 保護者によるニーズの高まりに伴い、放課後児童クラブを希望しても利用できない待機児童が増える中、国では、学校施設のさらなる活用を含め、こども家庭庁と文部科学省、自治体が連携して対策を急ぐよう方針を示している。このような動きを受け、県としても、国の方針に後れを取ることなく、放課後児童クラブの利用を希望する全ての家庭が確実に利用できるようにするため、受け皿整備の取組を進めていく必要がある。

<健全育成>

- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反をはじめとした、SNSに起因する事犯の被害を根絶し、子どもの健全育成を図るためには、警察においてSNSに関する専門的な知識や能力を持つ人員体制を拡充し、インターネット上のサイバーパトロールなど取り締まりを強化する必要がある。

また、子どもたち自身がSNSの危険性を学び、十分理解することも不可欠であるため、警察と教育現場がより緊密に連携し、非行防止教室の実施など子どもの健全育成に資する取組を一層推進すべきである。

<小児医療費助成制度>

- いわゆる小児マル福の外来分について、本県では小学6年生までを対象範囲としているが、その後の拡充が依然として進まず、高校3年生までの部分は各市町村の単独事業によってカバーされている状況にある。市町村がそうした対応をとっているのは、それを必要としている声があるからに他ならない。県で財源を持つ対象範囲を高校3年生まで拡充し、市町村が子育て支援などへのさらなる対策に注力できるように考えていくのが、県の立場である。県としても環境づくりに取り組む必要がある。

3 誰もが教育を受けることができる社会づくり

<家庭教育>

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料の内容について、保護者が十分理解しているとまでは言えない状況にある。対面でのアプローチが有効であるため、全ての保護者が参加する就学時健康診断や入学説明会を、家庭教育に関する保護者との連携の場として活用する必要がある。

<不登校>

- 長期欠席の児童生徒を対象としたアンケート調査の際、親子が傷ついてしまうのではないかという過度の配慮により、本当は回答したかった親子にアンケートが届かなかった事例もある。不登校に関する調査に当たっては、当事者の声を把握するための貴重な機会であるという重要性に鑑み、より丁寧な実施の在り方を考える必要がある。
- 昨年度から始まった校内フリースクールのモデル事業で得られた成果に基づき、県として、不登校の解消に向けた次の一手となり得る、より踏み込んだ対応を検討する必要がある。

<スクールソーシャルワーカー>

- 近年ニーズが高まっているスクールソーシャルワーカーは、極めて専門的な知識や技術を有する職種である。学校現場と困難な家庭をつなぐ重要な存在として、スクールソーシャルワーカーを持続可能で安定的な制度にできるよう、待遇面の向上について検討する必要がある。

<特別支援教育>

- 通級による指導や特別支援学級など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加している。そうした子どもたち一人一人に応じた学びの場について、適切に対応していく必要がある。
- インクルーシブ教育システムの理念の下、発達障害等を含め、特別な教育的支援を必要とする全ての子どもたちに対応した多様な学びの場を提供していくとともに、共に学ぶ機会の充実を図っていくことも必要である。

<ヘルメット着用>

- 自転車利用の高校生に対するヘルメット着用の促進は重要な課題である一方、努

力義務ということもあり校則での対応には馴染まず、徹底の難しい部分がある。まずはヘルメット着用を促進するためのモデル校を指定し、その学校全体として生徒がヘルメットを着用しやすい雰囲気づくりに努め、そうした取組を皮切りに、「ヘルメット着用が当たり前」という空気感を全ての学校へと浸透させていく必要がある。

また、駅などの駐輪場で自転車にヘルメットを置きっ放しにした場合、盗難などの被害に遭うリスクが生じることから、それを避けるためには生徒がヘルメットを持ち歩く必要がある。そうした状況に対し、モデル校において、持ち運びのしやすいタイプのヘルメットを支給する試験的な取組を検討すべきである。

<通学費>

- 高校生のスクールバスや公共交通機関の利用に係る通学費については、通学可能範囲が広域化していることもあり、家庭の負担が増えていると感じている保護者もいる。一定額を超えた部分に対する補助といった他県の先行事例も踏まえ、家庭の教育費負担を軽減する視点から、高校生の通学費に対する補助等の支援制度について検討する必要がある。

<奨学金>

- 将来の結婚や出産などを考える上で、奨学金の返済が日常生活における負担とならないよう、支援制度の拡充について検討する必要がある。
- かつて給付型奨学金の対象から漏れた方を対象に実施されていた貸与型奨学金の返還支援について、一定条件の下に、対象者を広げて復活させることができないか検討すべきである。

4 多様な働き方・外国人材の積極活用等

<外国人材>

- 外国人材の獲得を目指すに当たっては、どの分野でどんな人材がどれくらい不足しているのかデータを集積し、業種ごとに求められる人数等を分析した上で、戦略的に取り組む必要がある。また、外国人材の受入れとともに、業務効率化やデジタル化、AIの活用など他の手法によるアプローチについても、併せて検討すべきである。
- 各市町村の国際交流協会等においては、支援を求める外国人に必要な支援が行き渡るよう、取組を進める必要がある。そうした取組を通じて、SNS等による外国人コミュニティ間での情報共有だけでなく、然るべき相談機関につながることのできる体制を確立すべきである。
- 企業の中には、外国人労働者に対する様々なハラスメントや、人権上問題のある処遇を行っているところも報道されている。そうした深刻な問題が生じないように、行政が主体的に出向いて契約関係や労働環境をチェックするなどの体制づくりが必要である。
- 日本語がうまく通じず不安な心境に陥っている外国人労働者は、母国語を話すブローカーによって不法就労等に勧誘される可能性がある。不安を持つ当事者に寄り添った対応ができるよう、より多種の言語に対応したサポーターによる相談体制が必要である。
- これまでのような「労働力の確保」という考え方では、多くの外国人の方々に来ていただくことが難しくなりつつある。今後は、例えば「茨城で働くことによって習得できるスキルが母国に戻ってから役立つ」といった、よりグローバルなモチベーションの下に本県を選んでもらえるよう取り組むなど、外国人材に対するアプローチの仕方をより一層工夫していく必要がある。

<外国人児童生徒>

- 外国人児童生徒に日本語指導を行う教員については、一定の加配が行われているものの、一部の学校現場では不足が生じている。国への要望を含め、教員について十分な指導体制を確保する必要がある。
- 外国人児童生徒が高校受験等に臨む場合、日本語で高度な学習内容を理解しなければならず、日本人以上に高いハードルが課せられる。進学を希望する外国人児童生徒に対しては、受験を見据えた上でのより細やかな学習支援が必要である。

- 外国人児童生徒の保護者が日本語を理解できないために、学校側との間でトラブルが生じることも少なくない状況にある。保護者と学校側の間におけるコミュニケーションを円滑なものとするためにも、大人の外国人が日本語を学ぶための支援策について手厚く講じる必要がある。

<国内人材>

- トラックドライバーの時間外労働時間の上限規制に伴い発生する、物流の2024年問題は、運輸業界だけでなく全産業に関わる問題である。全庁的な取組の下、運んでいる物が輸送コストを反映した値段で取引されるような方向付けをすることにより、価格転嫁の促進、ひいては賃上げを実現し、問題の解決を図っていく必要がある。
- 例えば建設業のような分野においては、男性あるいは理系の技術を持った人が働くというイメージが強い一方、実際には女性や文系の人材でも活躍できる職種が存在する。各業界において、より多様な人材の確保を実現するため、性別や文系理系の区別によるイメージが根強い業種については、正確な実態を踏まえ従来のイメージの払拭に努める必要がある。
- 数十年後の将来に渡って、外国人材が日本に来てくれる保証はない。外国人労働者に頼り過ぎるのではなく、自国のことは自国でまかなうという施策観を失わないことも重要である。

<最低賃金>

- 人材の獲得競争が激しくなる中、本県の最低賃金は関東地域の中で栃木県をはじめ近隣他県よりも低いなど、本県が不利な立場に立たされている状況にある。最低賃金については、地域間格差の拡大につながっているランク分け制度を是正することと併せて、地方において、より自主的に最低賃金額を決定できる仕組みとすることについて、これまで以上に国へ強く求めていく必要がある。

<リスクリング>

- 業務上で必要とされる新しい知識やスキルを学ぶリスクリングは、生産性を向上させ、人材不足の解消に寄与するものとして期待されているが、民間の調査結果などによると、リスクリングへの取組には企業間でも温度差が生じており、特に規模の小さい企業ほど取組が消極的な傾向にある。リスクリングによって人材不足の解消が期待できる業種においては、一つでも多くの企業、一人でも多くの個人がリスクリングに取り組めるよう、情報発信や機運醸成に力を注いでいく必要がある。

<多様な働き方>

- コロナ禍でテレワークが進んだことは、多くの子育て世代にとって、自分たちの働き方を見直す契機となっている。そうした中、子連れ出勤や子連れコワーキングといったスタイルについても、多様な働き方をめぐる一つの選択肢として、県内事業者に波及させていくべきである。

<育児休業>

- 男性の育児休業取得率については、規模の小さい企業ほど取得率が低くなっているほか、パートやアルバイトが多い有期契約の方々については、前年度よりも取得率が下がっている。こうした状況を踏まえ、さらなる働き方改革の推進などにより、特に中小企業での取得促進を図るとともに、雇用形態に関わらず希望者が育児休業を取得しやすい環境づくりを推し進めていく必要がある。

<女性活躍>

- 県では、「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定しているが、女性職員の目線に立ったさらなる取組を進められる余地は大きい。男性職員や上司が、女性職員の抱える具体的な課題を共有しながら、女性職員が一層活躍できる方策について検討する必要がある。
- 国では、国家公務員の留学について、産前・産後休暇を取得しても留学を継続できるようにするなど、女性職員のキャリア形成に資する動きが見られる。女性にとって、妊娠・出産とキャリア形成に大事な時期は重なることが多いため、県においても、より女性職員の希望に沿ったキャリア形成の実現を図っていく必要がある。

おわりに

本委員会は、8ヶ月間という短い期間で集中的に審議を行った。

県執行部からは、「結婚・出産の希望がかなう社会づくり」、「安心して子どもを育てられる社会づくり」、「誰もが教育を受けることができる社会づくり」、「多様な働き方・外国人材の積極活用等」の項目に沿って、現状・課題や今後の対応等に関する資料の提出及び詳細な説明がなされ、本委員会で十分な審議を尽くすことができた。ここに感謝申し上げる。

また、本委員会にお招きした有識者の方々（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部部長、協同組合エコ・リード代表理事理事長、建設産業女性定着支援ネットワーク幹事長、社会福祉法人北養会理事、常磐大学総合政策学部法律行政学科の学生及び教授）からは、審議に資する貴重なご意見をいただき、厚く御礼を申し上げる次第である。

本委員会での審議が始まって間もない令和5年6月、少子化対策の強化をめぐり、政府は児童手当や育児休業給付の拡充などを盛り込んだ「こども未来戦略方針」を決定し、今後、予算を段階的に増やして、3年後には年間3兆円台半ばの予算を確保するとしている。

県としても、そうした未来志向の潮流に乗り、これまで以上に少子化問題と真剣に向き合い、その対策に力を注いでいく必要があることは言うまでもない。

一方、日本銀行が同年10月に発表した企業短期経済観測調査によれば、企業が直面する人手不足は一段と深刻化しており、特に中小企業の非製造業では人手不足感が過去最高の水準となっている。

このようなニュースに象徴されるとおり、社会の停滞をも招きかねない人手不足の問題は、今まさに喫緊の課題として私たちの目の前に立ちはだかっていることも事実である。

こうした状況を背景に、本委員会は、「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方」についての調査・検討を重ねる中で、長期的な視点に立った未来志向の対策とともに、短期的な視点に立った迅速な効果の発現につながる対策についても、併せて取り組む重要性を一層強く認識するに至ったところである。

県執行部におかれては、双方の視点に立った本委員会の提言を真摯に受け止め、目の前に立ちはだかる人手不足の問題を力強く克服しつつ、未来を見据えた人づくりの取組がより着実に推進されていくことを期待して、本委員会の報告とする。

参 考 資 料

○ 調査に当たった委員	3 3
○ 活動経過	3 4
○ これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書	3 6
○ 関連資料	
1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり	3 9
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	4 5
3 誰もが教育を受けることができる社会づくり	4 8
4 多様な働き方・外国人材の積極活用等	5 2
○ 論点整理資料	5 7

調査に当たった委員 (令和5年3月24日～令和5年12月21日)

委員長	伊 沢 勝 徳	
副委員長	西 野 一	
委員	海 野 透	
委員	田 山 東 湖	(～令和5年8月1日)
委員	細 谷 典 幸	(令和5年8月1日～)
委員	星 田 弘 司	
委員	金 子 晃 久	
委員	坂 本 隆 司	(令和5年8月27日～)
委員	沼 田 和 利	(～令和5年8月27日)
委員	村 田 康 成	
委員	裕 田 千 春	
委員	木 本 信太郎	
委員	山 本 美 和	
委員	高 安 博 明	
委員	ヘイズ ジョン	
委員	う の のぶこ	
委員	金 子 敏 明	

活動経過

回	開催日	審議事項等
1	令和5年 5月22日(月)	<p>○調査方針及び調査活動計画の決定</p> <p>○序論：少子化問題の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者意見聴取 <p>「少子化問題の背景」 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部 部長 岩澤 美帆 氏</p> <p>○結婚・出産の希望がかなう社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部説明聴取
2	6月21日(水) <定例会中>	<p>○安心して子どもを育てられる社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部説明聴取 <p>○誰もが教育を受けることができる社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部説明聴取
3	7月24日(月)	<p>○多様な働き方・外国人材の積極活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者意見聴取 <p>【農業分野】</p> <p>「農業分野での外国人材の活用における現状と課題」 協同組合エコ・リード 代表理事理事長 やすだ のりお 氏</p> <p>【建設分野】</p> <p>「建設産業の女性定着促進に関する取組」 建設産業女性定着支援ネットワーク 幹事長 すだ くみこ 氏</p> <p>【福祉分野】</p> <p>「外国人介護人材の活用における現状と課題」 社会福祉法人北養会 理事 いとう こういち 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部説明聴取
4	8月23日(水)	<p>○提言集約に向けての論点整理、中間報告案の検討</p>

回	開催日	審議事項等
5	9月20日(水) <定例会中>	<p>○中間報告書の協議・決定</p> <p>○意見書の協議・決定</p> <p>○有識者意見聴取</p> <p>「茨城の学生が考える『結婚・子育て観』&『少子化対策』」</p> <p>『結婚観』ヒアリング結果」</p> <p>常磐大学 総合政策学部法律行政学科</p> <p>3年 <small>にしむら</small> 西村 <small>はるき</small> 悠貴 氏</p> <p>3年 <small>おぬき</small> 小貫 <small>あやこ</small> 綾弥子 氏</p> <p>3年 <small>ひだ</small> 飛田 <small>はるか</small> 晴香 氏</p> <p>3年 <small>ないとう</small> 内藤 <small>わこ</small> 和子 氏</p> <p>教授 <small>よしだ</small> 吉田 <small>つとむ</small> 勉 氏</p>
	9月26日(火)	<p>○第3回定例会 本会議中間報告</p> <p>○委員会発議の「これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書」可決</p>
6	10月16日(月) <定例会中>	○最終報告案の検討
7	12月19日(火) <定例会中>	○最終報告書の決定
	12月21日(木)	○第4回定例会 本会議最終報告

これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書

令和5年4月、国立社会保障・人口問題研究所は、長期的な日本の人口を予測した「将来推計人口」を公表した。これによると、2020年に約1億2,600万人であった我が国の総人口は、2070年には約3割も減少して8,700万人となり、しかも、その1割を外国人が占めると推計されている。

また、全国の出生数については、2022年に初めて80万人を下回り、統計を始めた1899年以降で最少となったところであるが、さらに、2070年には50万人にまで落ち込むとの見通しが示されている。

目下、未来を見据えた人づくりの問題に向き合う重要性は、これまでにないほど高まっている状況にあると考えられる。

そうした中、少子化や人口減少が社会に及ぼす影響を少しでも回避するためには、結婚・出産、子育て、教育を通じた人づくりが重要であることは論を俟たないが、一方、少子化対策が功を奏しても、労働力の面で効果が表れるまでには時間を要するとの分析があるのも事実である。

以上を踏まえ、国においては、これからの人づくりに向けて、結婚・出産、子育て、教育に関する対策はもとより、外国人材や最低賃金をはじめとした経済・産業に関する取組のような、短期的に効果を上げることが期待できる対策についても充実・強化を図るため、別記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

茨城県議会議員 石井 邦一

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

別記

1 結婚・出産及び子育て関係

- (1) 国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全ての子育て家庭に資する全国一律の制度を構築すること。
- (2) 出会いの機会の創出や結婚支援、若い世代に向けたライフデザイン教育などの地方の取組について、地域の実情に応じて柔軟かつ継続的に実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の更なる補助率の引上げや運用の弾力化を図るなど支援を充実させること。
- (3) 2022年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。
- (4) 幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を課税世帯にも拡大すること。
- (5) 「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童解消をより一層進めるとともに、利用料の無償化を図ること。
- (6) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を促進し、職員の処遇や配置基準の改善などによる「質の向上」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。
- (7) 保育士等の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士等の勤務実態に合った公定価格を定めること。その際には、単価の設定や処遇改善について、給与水準が高くなる東京に地方の保育士等が流出することのないよう、適切かつ十分な措置を講ずること。
- (8) 保育士修学資金貸付等制度を活用し、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の職場復帰が図れるよう、国が安定的な財源を確保すること。
- (9) 病児保育事業について、安定的なサービスの提供を図るため、子ども・支援交付金の基本額を増額すること。
- (10) 特別支援教育経費について、国の制度では2人以上の障害児を受け入れていないと補助対象にならないが、障害児を受け入れているすべての私立幼稚園等を国庫補助の対象とすること。
- (11) 市町村が実施する児童虐待未然防止事業等の財源としている安心こども基金(新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援)について、令和4年改正児童福祉法の2024年4月からの施行に合わせ、事業期間を2024年度以降に延長するとともに、補助率の更なるかさ上げや、今後新たに創設される事業への活用等が可能となるよう、柔軟な運用を行うこと。
- (12) 子どもの医療費助成制度は、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっているという問題がある。子どもの医療費助成制度は、国が責任を持って、全国で誰もが等しく医療を受けられる体制を整えることが必要であると考えことから、子ども医療費の公費負担制度を創設すること。

2 教育関係

- (1) 通級による指導や特別支援学級、外国人児童生徒への日本語指導など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加している。このため、対象児童生徒数の引下げなどの定数の改善を図るとともに、通級による指導及び日本語指導の対応のための加配定数の充実についても配慮すること。
- (2) 学校における不登校、児童虐待の課題等に適切に対応する、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの活用について、持続可能で安定的な制度とするため、スクールソーシャルワーカーの待遇面の向上に向けて、国において財政措置を講ずること。
- (3) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）と同様の教育活動を自校で柔軟に行うことができる「校内教育支援センター（校内フリースクール）」の設置について、学びの多様化学校と同等に国が積極的に促進するとともに、設置の推進に向けた教員の加配項目の新設や財政措置など更なる支援策を講ずること。
- (4) 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援について、対面でのアプローチが有効であるため、訪問型家庭教育支援に係る財政的支援の拡充など、家庭教育の更なる充実を図るための方策を講ずること。
- (5) 将来の結婚や出産などを考える上で、奨学金の返済が日常生活における負担とならないよう、日本学生支援機構が行う給付型奨学金について、給付の対象世帯に係る所得制限を緩和するなど、より一層の制度の充実を図ること。

3 経済・産業関係

- (1) 外国人が特定技能2号評価試験や介護福祉士国家試験を受験する際の配慮として、筆記試験における表記については、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。
- (2) 外国人が地域社会の一員として円滑に生活できるよう、日本人と共生できる社会づくりを推進すること。加えて、日本語教育に関し、外国人を対象に学習機会を提供する仕組みの充実を図ること。
- (3) 最低賃金の引上げに係る次の事項について特段の措置を講ずること。
 - ・ 地域間格差の拡大につながっているランク分け制度を廃止し、中央最低賃金審議会が提示する地域別最低賃金額改定の目安については全国一律とすること。また、地方において、より自主的に地域の経済実態を踏まえて最低賃金額を決定できる仕組みとすること。
 - ・ 最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援を強化すること。
 - ・ パートなどの短時間労働者が、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を意識して労働時間を抑えることがないよう、労働者本人の希望に応じて働くことができる環境を整備すること。
- (4) 産業構造の変化に対応し、労働生産性を向上させていくためには、成長産業又は企業内の成長分野への円滑な労働移動を進めることが重要であることから、デジタル領域の人材育成などリスクリングを社会全体で連携して推進すること。

関連資料

1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

本県の少子化の現状について

<出生数の推移>

年次	全国（人）			茨城県（人）		
		対前年比	（増減）		対前年比	（増減）
2015	1,005,721	100.2%	（△0.2%）	21,700	99.2%	（△0.8%）
2016	977,242	97.2%	（△2.8%）	20,878	96.2%	（△3.8%）
2017	946,146	96.8%	（△3.2%）	20,431	97.9%	（△2.1%）
2018	918,400	97.1%	（△2.9%）	19,368	94.8%	（△5.2%）
2019	865,239	94.2%	（△5.8%）	18,004	93.0%	（△7.0%）
2020	840,835	97.2%	（△2.8%）	17,389	96.6%	（△3.4%）
2021	811,622	96.5%	（△3.5%）	16,502	94.9%	（△5.1%）
2022	770,759	95.0%	（△5.0%）	15,905	96.4%	（△3.6%）

出典：人口動態統計

<50歳時の未婚割合の推移>

（単位：％）

年次		1990	2000	2005	2010	2015	2020
全国	男	5.57	12.57	15.96	20.14	23.37	28.25
	女	4.33	5.82	7.25	10.61	14.06	17.81
茨城県	男	5.12	12.09	16.17	20.55	24.29	28.85
	女	2.61	3.56	4.74	7.28	10.69	14.65

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2022）」

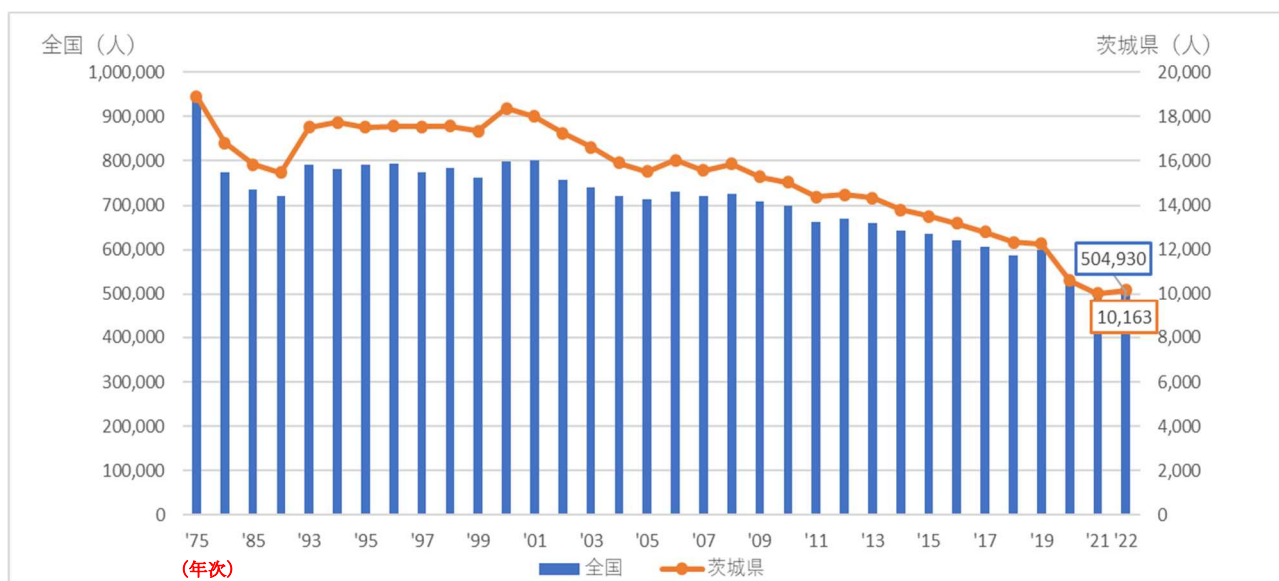
<平均初婚年齢の推移>

（単位：歳）

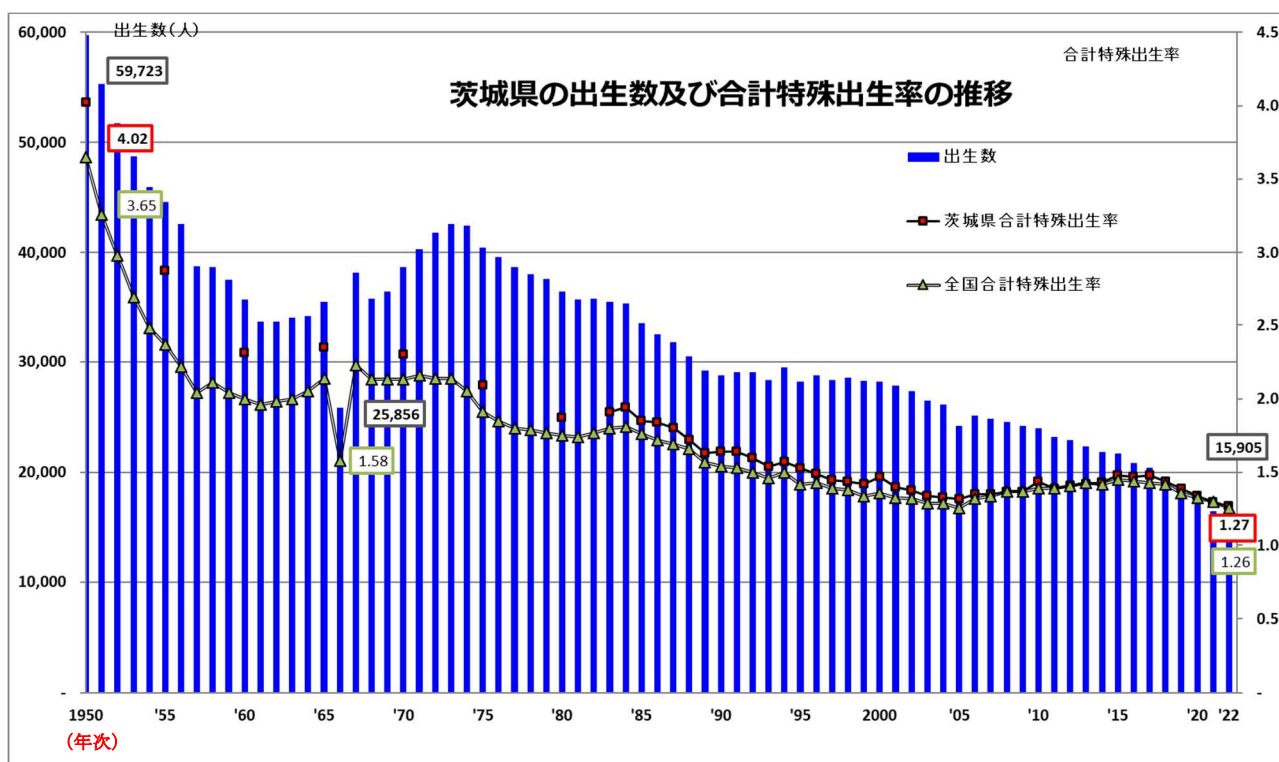
年次		1975	2000	2005	2010	2016	2021	2022
全国	男	27.0	28.8	29.8	30.5	31.1	31.0	31.1
	女	24.7	27.0	28.0	28.8	29.4	29.5	29.7
茨城県	男	26.9	28.6	29.7	30.4	31.1	31.0	31.3
	女	24.4	26.6	27.6	28.5	29.1	29.3	29.6

出典：人口動態統計

<婚姻数の推移>



<合計特殊出生率の推移>



○ 将来人口の予測 (全国：2023年推計、本県：2017年推計)

- ・ 全国の人口 2020年 → 2070年
1億2,615人 (50年後) 8,700万人 (△3,915万人)
- ・ 本県の人口 2015年 → 2045年
2,917千人 (30年後) 2,236千人 (△681千人)

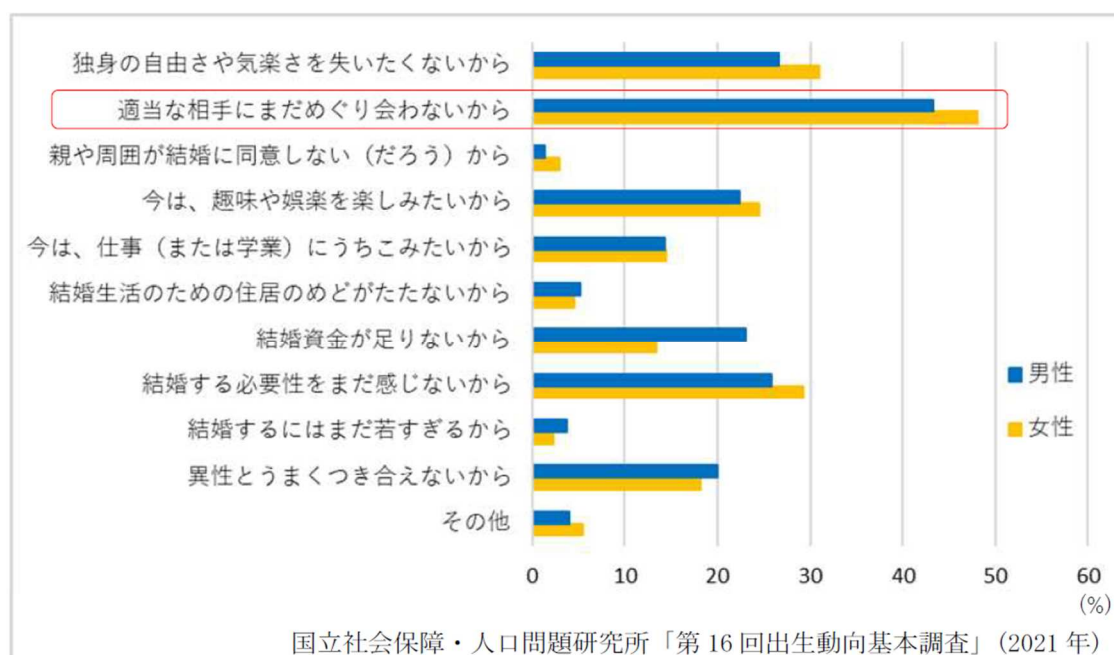
＜県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数＞ (単位：件、人)

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
回答数	3,363	4,748	4,002	4,809	4,157	3,943
理想とする子どもの数	2.49	2.51	2.47	2.48	2.47	2.48
実際の子どもの数 (予定含む)	2.04	2.05	2.01	2.06	2.09	2.08
上記の差	0.45	0.46	0.46	0.42	0.38	0.40

出典：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」

(1) 結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供

＜独身でいる理由＞ (対象：25歳から34歳の未婚者)



＜いばらき出会いサポートセンターの会員数、お見合い件数、交際開始件数、成婚数の推移＞

年度	～2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
年度末会員数	2,994	2,710	2,534	2,493	2,538	2,390	2,317 ※1,016	2,290	3,373
男性	1,780	1,628	1,535	1,500	1,546	1,488	1,500 ※684	1,515	2,038
女性	1,214	1,082	999	993	992	902	817 ※332	775	1,335
お見合い件数	13,424	1,620	1,650	1,596	1,664	1,630	1,114	2,257	3,075
交際開始件数	4,343	541	551	494	523	513	415	930	1,319
成婚数(累計)	1,366	1,556	1,775	1,930	2,081	2,230	2,352	2,487	2,631

※うち、2021年3月に新システムに登録した会員数(旧システムからの移行含む)

＜独身男女の「いずれ結婚するつもり」と答える割合（18歳～34歳）＞ （単位：％）

調査年	1982	1987	1992	1997	2002	2005	2010	2015	2021
男性	95.9	91.8	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7	81.4
女性	94.2	92.9	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3	84.3

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）

＜全国・15～34歳の正規雇用率＞ （単位：万人）

	労働力人口	役員を除く 雇用者数	うち、正規雇用	正規雇用率
2019年	1,756	1,426	1,067	74.8%
2020年	1,742	1,413	1,075	76.0%
2021年	1,741	1,410	1,085	76.9%
2022年	1,723	1,389	1,073	77.2%

出典：労働力調査

＜15～34歳の正規雇用率（2017年）＞ （単位：万人）

	役員を除く 雇用者数	うち、正規雇用	正規雇用率
全国	1,597.1	1,071.8	67.1%
茨城県	34.8	23.7	68.0%

出典：就業構造基本調査

＜全国・15～34歳の不本意非正規労働者数＞ （単位：万人）

	不本意非正規労働者数
2019年	58
2020年	54
2021年	50
2022年	48

出典：労働力調査

<15～34歳の不本意非正規労働者数（2017年）>（単位：万人）

	不本意非正規労働者数
全国	66.8
茨城	1.5

出典：就業構造基本調査

<いばらき就職支援センター実績>

	延べ利用人数（人）	就職内定人数（人）
2019年度	21,966（9,162）	1,462（273）
2020年度	18,166（7,933）	924（218）
2021年度	19,295（8,186）	924（210）
2022年度	20,842（8,598）	1,071（193）

※（）内は34歳以下の若年者

<大卒等就職面接会実績>

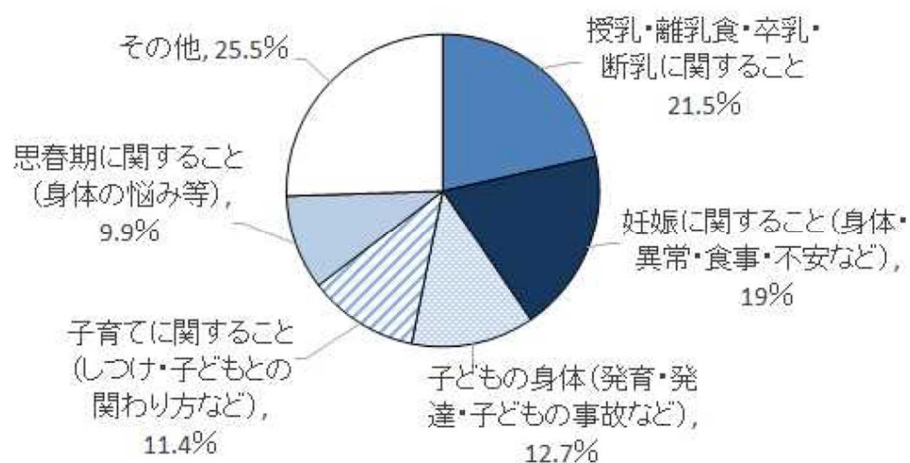
	開催数	参加企業	参加者
2019年度	4回	631社	585人
2020年度	4回	232社	352人
2021年度	6回	376社	510人
2022年度	5回	367社	452人

（2）安心して子どもを産み育てることができる相談体制の整備

<いばらき妊娠・子育てほっとライン相談実績>

年度	件数（件）
2019	365
2020	539
2021	912
2022	866

<2022年度 主な相談内容>



(3) 不妊治療の経済的負担の軽減

<不妊専門相談センターの相談実績>

年度	県央地区 (三の丸庁舎)		県南地区 (県南生涯学習センター)		合計		メール相談 件数
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	
2019	52	73	40	51	92	124	125
2020	43	170	31	100	74	270	128
2021	32	70	18	29	50	99	94
2022	48	138	25	83	73	221	101

2 安心して子どもを育てられる社会づくり

(1) 小児・周産期医療体制の充実

<子ども救急電話相談 相談件数実績> (単位：件)

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
47,887	38,009	51,052	80,260

<県立こども病院 受入件数実績> (単位：人、台)

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
救急患者数	5,493	3,413	5,141	5,965
救急車受入台数	1,867	1,292	1,800	2,502

(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

<小児・妊産婦に対する医療費助成制度（マル福）の概要 ※県の制度>

実施主体	市町村（県は対象経費について1／2助成）
対象範囲	小児（外来：小学6年生まで、入院：高校3年生まで） 妊産婦（妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで） ※小児マル福で高校3年生までを対象としているのは、対象年齢順で全国1位。 ※妊産婦マル福を実施しているのは、本県を含め全国で4県のみ。
給付内容	医療機関等を受診した際の医療費の自己負担分を助成
所得制限	児童手当の制限額準用 所得額 622 万円 + (38 万円 × 扶養人数) <参考>収入換算の例(扶養0人の場合 約 833.3 万円未満)
自己負担金	医療機関ごとに外来1日600円、月2回限度、 入院1日300円、月3,000円限度
給付方法	県内の医療機関を受診した場合は現物給付*。 ※受給者は、受診の際、医療機関に医療福祉費受給者証を提示し、マル福の外来一部負担金又は入院一部負担金を支払う。 (医療保険各法の一部負担金 [1～3割] の支払いはしない。)

<児童手当の支給額と費用負担について>

区 分		支給額	費用負担			
			国	県	市町村	事業主
3歳未満	被用者※ ¹	15,000円	16/45	4/45	4/45	21/45
	非被用者※ ²		2/3	1/6	1/6	-
3歳～小学校修了前	(第1子、第2子)	10,000円				
	(第3子以降)	15,000円				
中学生(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)		10,000円				
所得制限以上所得上限未満の者※ ³		5,000円				

※1 厚生年金保険の被保険者、国家公務員、地方公務員等

※2 国民年金被保険者、国民年金第3号被保険者(専業主婦)

※3 所得制限限度額/所得上限限度額の目安

【児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合】所得制限:960万円、所得上限1,200万円

※4 公務員分については、所属庁が全額負担

(3) 地域の子育て支援の充実

<ひとり親家庭数の推移>

	2010年	2015年	2020年
母子世帯	25,887	25,179	21,850
父子世帯	6,196	5,486	4,210
県合計	32,083	30,665	26,060

出典:総務省「国勢調査」

(4) 安心して子育てができる地域づくり

<青少年相談員数の推移>

(単位:人)

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2,281	2,255	2,181	2,141	2,118

<青少年の健全育成に協力する店の登録状況>

(2022年度、単位:店)

	コンビニ	書店	カラオケ	映画	ゲームセンター	その他	合計
店舗数	1,434	217	109	15	72	991	2,838
登録数	1,386	209	101	15	69	933	2,713
登録率	96.7%	96.3%	92.7%	100%	95.8%	94.1%	95.6%

(5) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

<女性の就業率と保育所等申込者>

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
女性（25～34歳） の就業率（全国）	72.1	73.9	75.7	77.6	78.6	78.9	80.5	81.4
保育所等申込者 （茨城県）	51,790	53,910	55,432	57,142	58,590	60,901	61,367	61,469

<待機児童の推移>

（4月1日現在）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
施設・事業数	691	717	752	784	820	835
利用児童数	53,643	55,173	56,380	58,651	59,499	59,544
未就学児童数	130,677	129,166	126,289	123,535	116,043	112,336
待機児童数	516	386	345	193	13	8

(6) 児童虐待対策の推進

<虐待相談対応件数の推移>

年度	区分	2017	2018	2019	2020	2021
全国	全相談	466,778	504,856	544,698	527,272	571,961
	虐待相談	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660
茨城県	全相談	5,552	5,995	6,754	6,754	8,372
	虐待相談	2,256	2,687	3,181	3,478	3,743

3 誰もが教育を受けることができる社会づくり

(1) 教育機会の確保

<就学援助対象者数の推移>

年度	公立小中学校 児童生徒数 (A)人	要保護児童 生徒数 (B)人	準要保護児童 生徒数 (C)人	就学援助対象 者数 (B)+(C)=(D)人	児童生徒に対する 比率 (D)/(A)*100%
2021	210,291	949	16,247	17,196	8.18
2020	214,096	976	16,111	17,087	7.98
2019	217,271	1,090	15,815	16,905	7.78
2018	220,652	1,139	16,010	17,149	7.77
2017	224,278	1,199	15,543	16,742	7.46

(2) 奨学金貸与制度の充実や家庭の教育費負担の軽減

<各種貸与型奨学金>

名 称	対 象	貸与月額	基準等	貸与者数 (2022年度実績)
茨城県奨学 資金	大学・短期大学 専修学校（専門課程）	奨学金（月額貸与） 自 宅 36,000 円 自宅外 40,000 円	成績基準 家計基準	新規 63 人 継続 93 人 合計 156 人
		入学一時金 240,000 円 〔卒業後、県内に居 住・就業で返還免 除〕	成績基準 家計基準	4 人
茨城県高等学 校等奨学資金	高等学校 中等教育学校 （後期課程） 高等専門学校	（公立） 自 宅 18,000 円 自宅外 23,000 円 （私立）	家計基準	33 人
茨城県育英奨 学資金	高等学校 中等教育学校 （後期課程） 特別支援学校 （高等部） 専修学校（高等課程）	自 宅 30,000 円 自宅外 35,000 円	成績基準 家計基準	新規 27 人 継続 41 人 合計 68 人
茨城県高等学 校定時制課程 及び通信制課 程修学奨励資 金	高等学校（定時制・通 信制課程）の勤労青少 年	14,000 円 〔卒業等により返還 免除〕	家計基準 経常的収入を得 る職に就労	27 人

(3) 就学前教育・家庭教育の推進

<県ネットリサーチ結果（2021年度）>

地域で家庭教育を支援するために、どのような取組が効果的だと思いますか。（上位回答）

回答	割合
子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	56.1%
子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	48.5%
子どもの防犯のための声掛けや登下校の見守りをする人がいること	46.6%
子育てに関することを学ぶ場があること	43.5%
子育てに関する情報を提供する人や場があること	41.0%

(4) 特別支援教育等の充実

<児童生徒数の比較>

区 分			児童生徒数（人）		
			2013年度	2022年度	増加率
小・中・高等学校	通級による指導	全国	77,882	183,880*	2.6倍
		茨城県	713	2,336*	3.7倍
	特別支援学級	全国	174,881	353,438	2.1倍
		茨城県	6,201	12,239	1.9倍
特別支援学校		全国	132,570	148,635	1.1倍
		茨城県	3,860	4,404	1.1倍

※2022年3月31日基準

< 県立特別支援学校の校舎増築計画 >

対象校	増築校舎 供用開始年度	不足教室数		
		2024年 (対応前)	2025年	2026年 (対応後)
協和特別支援学校	2025	17	0	0
結城特別支援学校	2025	13	0	0
土浦特別支援学校 (石岡特別支援学校※)	2025	8	0	0
境特別支援学校	2026	14	15	0
伊奈特別支援学校	2026	12	12	0
美浦特別支援学校	2026	5	7	0
計 (6校)		69	34	0

※土浦特の敷地狭隘のため、通学区域の一部を石岡特に変更の上、石岡特に増築。

(5) 困難を抱える子どもへの支援

高等学校卒業後の進路内訳 (2021年)

(単位：%)

区分	進学	就労	その他
全世帯 (全国) ※1	79.5	16.0	4.5
母子家庭 (全国) ※2	65.2	22.2	12.6
父子家庭 (全国) ※2	56.5	36.1	7.4
全世帯 (茨城) ※1	76.0	19.7	4.3

※1 出典：学校基本調査 2 出典：全国ひとり親世帯等調査

(6) 急増する不登校への対策

< 不登校児童生徒数 (1,000人当たりの不登校児童生徒数) >

(単位：人)

区分	2019年度	2020年度	2021年度
小学校	1,325 (9.0)	1,533 (10.6)	2,240 (15.7)
中学校	2,917 (37.8)	3,019 (39.5)	4,171 (54.4)
高等学校	659 (8.6)	552 (7.3)	583 (8.0)
計	4,901 (15.5)	5,104 (16.4)	6,994 (24.0)

4 多様な働き方・外国人材の積極活用等

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

○ 本県の状況

<年次有給休暇取得率>

区分	本県	全国順位	全国
年次有給休暇取得率（2021年）	59.58%	18位	58.99%

出典：全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」

<所定外労働時間>

区分	本県	全国順位	全国平均
所定外労働時間（2022年）	10.8時間／月	37位	10.1時間／月

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

○県職員（知事部局等）の状況

<1人1月当たり時間外勤務時間数>

年度	2018	2019	2020	2021	2022	目標（2025）
時間	11.3	12.2	11.0	11.4	11.5	10.5

<年次有給休暇取得日数（暦年）>

年	2018	2019	2020	2021	2022	目標（2025）
日数	12.1	11.7	11.5	12.4	12.0	14

※上記の目標値は、茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン

(2) 幅広い職種で女性が働きやすい環境の整備

<女性の年齢階級別労働力率（2020年）>（単位：％）

	本県	全国
女性 計	52.4	53.5
15～19歳	16.3	16.8
20～24	72	74.2
25～29	84.8	86.6
30～34	78.1	79.1

35～39	78.2	78.1
40～44	81	80.8
45～49	81.8	82
50～54	79.9	80.2
55～59	74.9	75.3
60～64	61.3	62.2
65歳以上	20.1	19.9

出典：総務省「国勢調査」

（３）担い手不足が生じやすい業種における国内人材の確保

＜本県の産業別新規求人の推移（2016年度を100とした場合）＞

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
農、林、漁業	100	114	134	109	114	109	130
鉱業、採石業、砂利採取業	100	133	98	135	137	98	133
建設業	100	112	113	109	111	114	110
製造業	100	119	124	107	83	116	122
電気・ガス・熱供給・水道業	100	85	84	75	55	51	56
情報通信業	100	101	96	85	70	82	88
運輸業、郵便業	100	109	113	102	86	97	101
卸売業、小売業	100	111	111	95	83	85	91
金融業、保険業	100	96	106	119	133	129	129
不動産業、物品賃貸業	100	88	80	73	61	60	77
学術研究、専門・技術サービス業	100	112	112	99	85	101	114
宿泊業、飲食サービス業	100	120	120	118	82	85	111
生活関連サービス業、娯楽業	100	110	110	103	88	97	99
教育、学習支援業	100	109	103	99	96	93	107
医療、福祉	100	109	116	124	109	120	119
複合サービス事業	100	107	118	116	90	83	86
サービス業（その他）	100	106	101	88	78	96	96
合計	100	110	112	104	90	103	106

出典：茨城労働局「県内の雇用情勢の概況」を基に労働政策課作成

(4) 日本語教育など外国人材に対する支援

【表1】本県在留外国人数及び県全体の人口に占める割合の推移

	2018. 12 月	2019. 12 月	2020. 12 月	2021. 12 月	2022. 12 月
人数	66,321 人	71,125 人	72,287 人	71,121 人	81,478 人
人口に占める割合	2.3%	2.5%	2.5%	2.5%	2.9%

【表2】国籍・地域別の本県在留外国人数（上位5か国、2022年12月）

	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	インドネシア
人数	15,250 人	11,971 人	10,730 人	6,126 人	5,968 人
在留外国人に占める割合	18.7%	14.7%	13.2%	7.5%	7.3%

【表3】在留資格別の本県在留外国人数（上位5資格、2022年12月）

	永住者	技能実習	特定技能	定住者	技術・人文知識・国際業務
人数	21,046 人	14,291 人	7,431 人	7,163 人	6,469 人
在留外国人に占める割合	25.8%	17.5%	9.1%	8.8%	7.9%

【表4】県内市町村別の在留外国人数（上位5市町村、2022年12月）

	つくば市	常総市	土浦市	古河市	水戸市
人数	12,420 人	6,214 人	4,983 人	4,407 人	3,816 人
在留外国人に占める割合	15.2%	7.6%	6.1%	5.4%	4.7%

【表5】人口に占める在留外国人の割合が高い県内市町村（上位5市町村、2022年12月）

	常総市	鉾田市	八千代町	坂東市	境町
人数	6,214 人	3,220 人	1,416 人	3,323 人	1,454 人
人口に占める割合	10.4%	7.2%	6.9%	6.5%	6.1%

※表1～表5：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

（表1、表5の人口に占める割合は常住人口の数値を使用し、県で算出）

＜日本語指導が必要な帰国・外国人等児童生徒等の在籍状況(2022年5月1日現在) (人)＞

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
2022年度	1,225	411	53	132	1,821
2021年度	1,130	366	54	106	1,656
前年度比	+95	+45	-1	+26	+165

＜日本語指導教室への教員の配置(2023年5月1日現在)＞ (人)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
2023年度	87	23	4	1	115
2022年度	79	21	3	1	104
前年度比	+8	+2	+1	±0	+11

(5) 外国人材の積極的な受け入れ強化

＜本県の在留資格別在留外国人(各年12月時点)＞ (単位:人)

年	総数	技能実習	特定技能 1号	特定技能 2号	技人国	留学	その他
2022	81,478	14,291	7,431	0	6,469	4,036	49,251
2021	71,121	11,890	2,757	0	5,364	3,012	48,098
2020	72,287	16,372	836	0	4,828	3,634	46,617
2019	71,125	17,649	79	0	4,036	4,626	44,735

出典: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

<本県の在留資格別・産業別外国人労働者数(2022年10月末現在)> (単位:人)

区分	総数	専門的・技術的分野	特定活動	技能実習	資格外活動(留学等)	身分に基づく資格
全産業	48,392	10,308	2,692	14,886	4,019	16,487
製造業	18,005	3,635	1,046	5,015	478	7,831
農業、林業	8,583	1,013	276	7,006	24	264
サービス業(他に分類されないもの)	5,619	754	596	224	504	3,541
卸売業、小売業	3,500	804	169	546	660	1,321
教育、学習支援業	2,743	913	33	7	1,187	603
学術研究、専門・技術サービス業	2,251	1,401	22	9	309	510
建設業	2,282	279	182	1,417	7	397
宿泊業、飲食サービス業	1,538	430	34	25	570	479
医療、福祉	1,713	511	224	385	83	510

出典：茨城労働局「茨城県の外国人雇用届出状況」

(注)「特定技能」や「技人国」は、「専門的・技術的分野」の在留資格に含まれる。

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方について

論点整理資料

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
<p>1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり</p>	<p>県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差からすると、思いのほか高い印象を受けたが、このアンケートの対象者はどういう方か。 また、行政としてこの結果をどう捉えているか。 【星田委員①】</p> <p>理想と実際の子どもの数の0.4人の差を埋めるために、どのような取組が必要か。 【星田委員①】</p> <p>こうした差が埋まるように、理想を現実にできるような行政のサポートが必要だと思う。 【星田委員①】</p> <p>様々な政策をPDCAにより実施していると思うが、政策効果を出して</p>	<p>市町村で実施している乳幼児健診の際にアンケートに協力いただいているため、乳幼児の親が対象者となっている。 実際に結婚された方は2人ぐらいのお子さんを持っていることが多いため、結婚支援が大事と考える。</p> <p>子どもを持ちたくない理由として、「子育ての経済的負担」や「仕事と子育ての両立が難しい」といった回答が多い。働き方やワークライフバランスなど、総合的な子育てのための環境整備が必要かと考える。</p> <p>アンケート結果等は年々変化していくものなので、施策を立てるための課題</p>	<p><施策の在り方></p> <p>○ 県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数との間には、依然として0.4人程度の差が存在する。その背景や要因を正確に分析し、理想と現実の差を埋めるためにはどのような取組が求められるのかという視点で、施策を構築していく必要がある。</p> <p>また、施策を効果的に展開していくためには、これまで以上にPDCAの精度を上げていくことも重要である。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>いく上での課題は何か。</p> <p>【木本委員①】</p> <p>いかにPDCAの精度を上げていくかの部分に関して、より特化していくべきだと思う。</p> <p>【木本委員①】</p>	<p>の抽出に当たって、行政だけでなく、有識者や当事者から意見をいただきながら、最善策は何かという検討を繰り返し続けていくことが課題であると考えます。</p>	
	<p>今の時代は、正規雇用でも賃金の上昇がない。社会保険料も過去から何倍も上がっている。預金金利もゼロ金利政策により、財産形成が難しい。</p> <p>仮に正規雇用で就職できても、若者の懐事情が厳しく、結婚しづらいと考えているが、そういった若者の働き方・雇用の状況について教えてもらいたい。</p> <p>【金子(敏)委員①】</p> <p>若者が結婚したくてもしづらいう状況もあるので、そういった状況を踏まえた労働政策をお願いしたい。</p> <p>【金子(敏)委員①】</p>	<p>若者の雇用情勢は少子化で正規雇用が進むなど改善傾向がある。</p> <p>また、企業の採用意欲も大きい。企業は就職氷河期やリーマンショック時の採用減の反省から、現在も採用する意向が強い。</p> <p>今後は、賃上げの状況が継続していけば、若者の雇用環境はさらに上向くのではと考えている。</p>	<p><労働政策></p> <p>○ 昨今は、正規雇用であっても賃金の上昇がなかったり、社会保険料の負担が過去の何倍にも大きくなっていたりするなど、若者世代を中心に財産形成の難しい状況が生じており、「結婚したくてもしづらい」というイメージになっていると考えられる。雇用や賃金などをめぐる労働政策においても、若者世代の経済事情を十分に踏まえた対策が必要である。</p>
	<p>高校生のライフデザインセミナーは、生徒からもポジティブな意識が変わったとの回答があったということで、継続して取り組んでいただきました。</p>	<p>今年度は24校に対して実施を計画している。内容は「外部講師による講演」と「赤ちゃんふれあい体験」の2つで、「外部講師」を4回、「赤ちゃんふれあ</p>	<p><結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成></p> <p>○ 「赤ちゃんふれあい体験」をはじめとする高校生のライフデザインセミナ</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>い。</p> <p>こういう良い取組は、中高6年間のうち最低1回、できれば複数回受けられるよう、実施校数を拡大すべきと思うが、いかがか。</p> <p>【高安委員①】</p> <p>社会人に対して、結婚や子育てのイメージアップをどのように図っていくのか。</p> <p>【高安委員①】</p>	<p>い体験」を20回、合計24回で計画している。一層周知を図って、チャンス子どもたちに与えたいと考えている。</p> <p>一方、「赤ちゃんふれあい体験」については、赤ちゃんやお母さんに参加いただく必要があり、協力いただく実施団体を増やしたいと思っているが、数の制約はある。</p> <p>今年度より、センターに結婚支援コンシェルジュを1名配置している。市町村等と連携して、出会いのためのイベントやセミナーを実施していく。このセミナーを通じて結婚の良さ等も伝えていきたい。</p>	<p>一は、参加した生徒のポジティブな意識変化が確認できるなど、結婚や子育てに対する前向きな機運を醸成するための取組として有効である。今後は、なるべく多くの生徒が受講できるようにするなど、セミナーの実施規模を拡大していくべきである。</p>
	<p>いばらき出会いサポートセンターに登録している方の年齢層はどのくらいか。</p> <p>県外の方も会員登録できるのか、できる場合の人数は。</p> <p>【高安委員①】</p> <p>年齢層によってアプローチの仕方は違うと思うが、どのようにしているか。</p> <p>また、県外の方については200名程</p>	<p>男性は、45歳以上が31.1%と一番多く、続いて35～39歳が22.5%となっている。女性は、35～39歳の27.7%、続いて30～34歳で25.8%となっている。</p> <p>出会いの機会を増やすため、県外の方も登録可能としており、現在、県外の方は200名程度。</p> <p>若いの方がマッチングの確率は高いが、会員一人一人に、相談員によるきめ細やかなアドバイスで対応している。</p> <p>また、県内に住んでいただけるよう、</p>	<p><いばらき出会いサポートセンター></p> <p>○ いばらき出会いサポートセンターについては、県外の方も相当数が登録されている。そうした方々を念頭に、成婚した場合には茨城県に居住してもらえるよう、新婚家庭への住宅費用支援などインセンティブとなる施策をうまくPRしながら取り組む必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>度ということだが、結婚した場合に茨城県に住んでもらえるような取組は。 【高安委員①】</p> <p>成婚した場合には、ぜひ茨城県に居住してもらいたい。住宅支援などをうまくPRしながら、しっかりと取り組んでいただきたい 【高安委員①】</p> <p>マッチングシステムのA I機能とはどのようなものか。 【高安委員①】</p> <p>県のマッチングシステムは、民間のマッチングアプリとどう違うのか。PRするようなポイントはあるのか。 【高安委員①】</p> <p>公のところで運営しているので、しっかりした身分保証みたいなものがなされているというところでは、安心材料の一つではないかと思う。 【高安委員①】</p>	<p>新婚家庭への住宅費用の支援(結婚新生活支援事業)などもPRしていきたい。</p> <p>会員の方が事前に100項目以上の質問に回答することで、A Iが相性の良い相手を紹介してくれるもの。自身が経歴等で選択する以外の紹介があるので、好評を得ている。</p> <p>行政が関わっており、安心感があると考える。入会時に証明書類の提出や面談をしているため、なりすまし等の心配もない。</p>	<p>○ いばらき出会いサポートセンターでは、A I機能によるマッチングシステムが導入されているが、民間などでも同様の事業は実施されている。競合する他のシステムと比較して、本県のシステムはどのような強みを持っているのか分析し、それを効果的にPRすることで利用の拡大につなげていく必要がある。</p>
	i P A S S の認知が進んでいない	i P A S S は、対象者や使える期間が	<新婚夫婦や子育て世帯への優待制度>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>ようなので、認知向上の取組について教えていただきたい。</p> <p>また、Kids Clubカードは、財布から取り出すときどこにあるか迷うことがあり、iPASSのようにアプリ化されていないことに疑問がある。アプリ化しないのか。</p> <p>【金子(晃)委員①】</p> <p>iPASSは、成人式などある程度の適正な年齢になったら配ってしまうことも一つの手ではないか。</p> <p>また、アプリ化については、財布を持たずに携帯を操作して買い物等をする機会があるので、子育て世帯からの要望として、ぜひ検討をお願いしたい。</p> <p>【金子(晃)委員①】</p>	<p>短いこともあるが、Kids Clubカードに比べ交付数が少ないため、PRに力を入れていきたい。</p> <p>Kids Clubカードは、アプリ化することで利便向上や利用促進につながるメリットが考えられる。一方で、導入費用や毎年の管理費が発生するほか、氏名やメールアドレスなどだけで登録できてしまい、不正利用の可能性が高いというデメリットもある。メリット・デメリットの両方を勘案し、検討してまいりたい。</p>	<p>○ 市町村や企業等との連携により、新婚夫婦等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらき結婚応援パスポート（iPASS）」の認知が進んでいない。例えば、成人式など一定程度の適正な年齢になった段階で一律に配布し、対象者に幅広く行き渡らせるなど、認知度のさらなる向上に努める必要がある。</p> <p>○ 市町村や企業等との連携により、子育て家庭等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらきKids Clubカード」は、iPASSのようにアプリ化されていない状況にある。財布を持たないキャッシュレスでの買い物等の機会が増えている中、利便性を高める観点からアプリ化について検討する必要がある。</p>
	<p>不妊治療については、医者と患者との間に知識の差があり、患者が漠然とした不安を抱えている。</p> <p>一般の疾病よりもそこをしっかりとケアしていかなければ、夫婦として乗り切っていくことも難しくなるのではないか。</p> <p>こういったことも含めた、今後の施策の展開についてお聞きしたい。</p>	<p>不妊治療をする方の増加で、心のケア・治療に寄り添うサポート体制は必要と考えている。</p> <p>不妊専門相談センターでは、医師以外にもカウンセラーなどが相談に対応している。</p> <p>不妊治療を行っている方同士の交流を目的としたグループミーティングも実施している。</p>	<p><不妊治療></p> <p>○ 不妊治療においては、知識や情報の不足によって患者が漠然とした不安を抱えることも多く、一般の疾病以上に丁寧なケアが求められる。不妊治療専門の医師やカウンセラーなどが様々な相談に応じる不妊専門相談センターにおいては、オンライン体制の拡充をはじめ、当事者の多様な働き方や生活の</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>【金子(敏)委員①】</p> <p>不妊専門相談センターへの相談はオンライン可となっているか。</p> <p>【金子(敏)委員①】</p> <p>今の若い人たちの多様な働き方や生活の仕方に合わせた相談方法について、引き続き検討いただきたい。</p> <p>【金子(敏)委員①】</p> <p>不妊で悩んでいる方を支援するためのグループミーティングの実績は。同じ悩みを持った方同士、いろいろと忌憚のない話ができる場を求める声もかなり聞くが、県はグループミーティングを活性化させたいと思っているのか。</p> <p>民間の企業でもそういった事業もあると思うが、どう考えているか。</p> <p>【山本委員①】</p>	<p>Z o o mでも対応可としている。</p> <p>令和4年度は妊活のためのセルフコンディショニングということで運動や悩んでいることなどのお話し会を4名で実施した。</p> <p>グループミーティングについては、さらに周知し、活性化させたい。</p> <p>また、民間の企業の事業についても、必要な情報を収集し、提供できるようにしていきたい。</p>	<p>仕方に合わせた相談方法を考えていく必要がある。</p> <p>○ 個別の相談だけではなく、不妊に関して同じ悩みを持った方同士、いろいろと忌憚のない話ができる場を求める声も多い。そうしたニーズに対応できるグループミーティングの場については、不妊専門相談センターはもとより、民間企業の事業によるものも含め、利用を活性化させていく必要がある。</p>
	<p>予期しない妊娠の問題もあると思う。産んでも育てられない方がいる一方、不妊治療中など子どもができない方々もいる。そういう方々につなぎ合わせることで、より育まれる命が増えていくのではないか。</p>	<p>予期せぬ妊娠をした方への対応としては、「いばらき妊娠・子育てほっとライン」で相談対応に応じる体制を整えている。</p> <p>不妊専門相談センターでも、必要時、養子縁組制度等について説明している。</p>	<p><養子縁組等の推進></p> <p>○ 予期せぬ妊娠などに伴い、人工妊娠中絶に踏み切らざるを得ない方々がいる一方、不妊治療中や同性のカップルなど、子どもを産みたくても産めない方々も数多く存在する。両者を積極的</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>養子縁組という選択肢や、同性のカップルで養子を迎えた方が利用できるファミリーシップ制度を導入する自治体もあるが、どのように考えるか。</p> <p>【うの委員①】</p>	<p>なお、児童相談所を中心に里親委託を進めているが、制度上、同性カップルを排除するようなことはない。実際、昨年度、県内でも同性カップルが里親登録をした事例もある。</p>	<p>につなぐための枠組みを構築し、養子縁組や里親制度の活用によって、育まれる子どもの命を一つでも多く救えるようにすべきである。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	<p>国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えていく「こどもまんなか社会」を目指している。</p> <p>その上で、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていく考え方に則り、本県としても子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を行っていただきたい。</p> <p>【山本委員④】</p>		<p>＜政策立案の視点＞</p> <p>○ 国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えていく「こどもまんなか社会」を目指している。県においても、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていく考え方に則り、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を行う必要がある。</p>
	<p>周産期医療について、8次保健医療計画の策定年度であり、来年度に向けて策定中と聞いているが、高齢出産やハイリスクなどの課題がある中、母親が安心して子どもを産み育てるため、どのように取り組んでいくのか。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p> <p>議論の方向性としては結構だが、本県の状況をみると、結局、大きな病院しか残っていないので、集約化しているように見えるが、いかがか。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p>	<p>小児・周産期部会で議論している。</p> <p>県としては、母子の生命を守ることを第一に、特に総合周産期母子医療センター等への集約化、重点化など、ハイリスクをどうするかが最優先。正常分娩についても、地域の医療機関で、どの様に持続的に対応していくか、併せて部会で議論していく。</p> <p>出産に携わる医師は増えているが、働き方改革の影響や、地域のクリニックにおいて医師の高齢化が進んでいることもあり、維持が難しくなっている。持続可能な体制をどのように作っていくか</p>	<p>＜周産期等の医療提供体制＞</p> <p>○ 子育てやまちづくりの視点から、医療提供体制について適切な対策をとるためには、科学的な研究による知見も重要である。医療に関するデータの集積や、研究機関における専門家の意見も反映しながら、医療の質を含めた適正な医療提供体制が保たれるよう、全体的なバランスを考えていく必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>どこにどういう医師が何人、助産師が何人など、子育てやまちづくりの視点からしっかり対策をしていくには、医療政策は非常に科学的な面も必要だと思う。そのデータを集積させて、アカデミアの先生方の意見も反映していただきたい。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p> <p>適正な医療提供体制が保たれ、かつ質も保てるような全体的な制度バランスを考えていただきたい。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p> <p>公的病院の平均出産費用はいくらになっているのか。</p> <p>【うの委員②】</p> <p>選択肢があまりないため、高くても仕方なくそこに行くので、「こんなにお金がかかるのであれば2人目はやめようか」など、少子化の影響にもなっているように聞く。患者が、産婦人科を選ぶ際の選択肢を増やす工夫が必要ではないか。県の考えは。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>を議論していきたい。</p> <p>令和3年度における本県の公的病院の正常分娩の出産費用は50万1,889円で、東京、神奈川に次いで3番目に高い。</p> <p>総合周産期母子医療センター等のハイリスク分娩対策を重点的に行っているが、身近な地域で正常分娩ができる環境を維持し、出産する側の利便性を高めることも重要なので、(そういった医療機関も対象として)非常勤の当直産科医を確保するための経費を支援しているところ。</p>	<p>○ 本県の公的病院における正常分娩の出産費用は、全国でも高い水準にあるが、産婦人科の数が少ないため、選択肢が限られている状況にある。患者が産婦人科を選ぶ際の選択肢を増やすなど、費用の問題が出産の足かせとならないようにするための工夫が必要である。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>妊産婦の死亡原因のナンバーワンが自殺であり、2020年の日本産婦人科医会の調査では、妊産婦の死亡のうち2割が自殺。どのように母親を守っていくのか。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p> <p>福祉部とも連携しながら、お母さんと子どもを守れる体制をつくっていただきたい。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p>	<p>計画策定の議論を進める中で、どのように母親の心身を守るのかについても検討していきたい。</p>	<p><妊産婦></p> <p>○ 妊産婦の死亡原因としては自殺が最も多くなっており、全体の2割を占めているとの調査結果もある。医療部局と福祉部局の緊密な連携の下、妊産婦に対するメンタル面のサポートを強化するなど、自殺を防止するための体制づくりが必要である。</p>
	<p>子育て世帯への支援として家庭訪問事業（アウトリーチ）が重要。こうした事業の担い手として、民間委託することも可能と聞いている。市町村では担いきれない業務を、民間の力を活用することで進められるのではないか。</p> <p>【山本委員②】</p> <p>地域差や、子どもの多い・少ないという要素によって支援内容が異なるのは問題。県の役割は、現場の市町村が動きやすい環境、仕組み作りであると思う。母子保健、児童福祉、教育といった縦割りの垣根を越えて現場を支援してほしい。</p>	<p>民間の力を活用することは重要。小さい市町村だと、リソースが不足していて職員一人が多くを担っていることもある。</p> <p>児相単位の市町村ネットワーク会議というものがあり、児童虐待だけでないテーマを市町村で共有できる場である。こういった場で、民間活用の優良事例や国の支援制度の紹介などにより民間活用の横展開を後押ししていきたい。</p>	<p><地域の子育て支援の充実></p> <p>○ 子育て家庭への支援として重要なアウトリーチ型の家庭訪問事業においては、担い手をどうするかが大きな課題となっている。ノウハウを有する民間の活用も含めて、担い手の確保に係る課題を克服する必要がある。</p> <p>○ 地域によって子育て支援の差が生じないよう、市町村が動きやすい仕組みをつくるのが県の役割である。母子保健、児童福祉、教育といった縦割りの垣根を越えて、全庁的に子育ての現場を支援していく必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>【山本委員②】</p> <p>兵庫県明石市では、紙おむつやミルクを定期的に届けて、母親の話し相手にもなるという家庭訪問事業を行っており、周りの自治体にも広がっていると聞く。</p> <p>子育て支援をやっているというイメージをつくるために、こうした事業を本県でも行ってはどうか。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>妊娠届、妊娠8か月、出生届後の3回は市町村の保健師等が面接対応を行う、出産子育て応援事業が昨年からはじまったところ。明石市のように1年間継続的にということではないが、それでも、以前よりは母子ともに行政との関係が作りやすくなったとの話を聞いている。</p>	<p>○ 兵庫県明石市では、紙おむつやミルクを定期的に届けて、母親の話し相手にもなる家庭訪問事業を行っており、周辺の自治体にも広がりを見せている。こうした先進的な事例を参考に、本県でも、子育て支援の目玉となり得る事業の創設を検討すべきである。</p>
	<p>2022年の待機児童数が8人というのは違和感がある。隠れ待機児童を把握しながら対策を打っていくのが、待機児童問題の解決に結び付くのではないか。隠れ待機児童について、県はどのように把握しているか。</p> <p>【高安委員②】</p> <p>待機児童は、人材不足が原因だと聞いている。保育士の確保が重要なテーマである。保育士の処遇について、月額給与が全職種平均よりも10万円低いという国のデータもある。処遇や働く環境を改善し、魅力ある職場にするべきだと考える。県として取り組んでいることは。</p>	<p>潜在的待機児童は、求職活動を休止、育児休業中、特定の施設を希望している者などを集計している。地域によって状況は異なるが、市町村においては人気の高い園地区、あまり園児が集まらない地区とあり、入所調整に苦慮していると聞いている。</p> <p>保育士や幼稚園教諭等を対象に収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業)については、(処遇改善加算Ⅲとして)継続している。</p> <p>保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇用するための人件費補助や、ICTの機器を導入するための補助、1歳</p>	<p><待機児童></p> <p>○ 待機児童数としてカウントされない、いわゆる潜在的待機児童についても、実態を把握しながら対策を講じていくことが、待機児童問題の解決には不可欠である。問題の背景にある人材不足を解消するため、市町村等とも連携の下、さらなる保育士の処遇改善と働きやすい環境の整備により、保育士にとって魅力のある職場を実現する必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>【高安委員②】</p> <p>人材確保は難しい課題なので、市町村等をサポートしていただきたい。</p> <p>【高安委員②】</p>	<p>児保育のための加配のための補助を行っているところ。</p>	
	<p>病児保育の施設数は増えているのか。</p> <p>【高安委員②】</p> <p>子どもが急に熱を出した場合、保護者は慌ててしまう。こういう際の支援があることが、子育ての安心につながるため、施設を増やす取組を進めてほしい。</p> <p>【高安委員②】</p>	<p>徐々に増えている。</p>	<p><病児保育></p> <p>○ 特に就労している保護者にとって、子どもの急な発熱などの際に受け入れてもらえる施設があることは、子育てをする上で大きな安心につながる。保育と看護の両機能を併せ持つ病児保育を実施できる施設については、保護者のニーズを踏まえて、数を増やすための取組を進めていく必要がある。</p>
	<p>不適切保育が行われてしまう要因として、しばしば保育士の過酷な労働環境が挙げられるが、その背景の一つには、現場の実状にそぐわない保育士の配置基準の問題があると考えます。</p> <p>県では、国が定める保育士の配置基準について、国に改善を求めているところかと思うが、国が動かないのであれば、県として独自の対応を検討することも必要ではないか。例えば、横浜市のように、独自の財源で保育士の配置</p>		<p><不適切保育></p> <p>○ 不適切保育の背景の一つとして考えられる、現場の実状にそぐわない保育士の配置基準の問題を解決するため、国に対しては配置基準の改善をより強く求めるとともに、保育士の配置に余裕を持たせるための県独自の支援について検討すべきである。また、不適切保育を絶対にさせないという明確な意識の下、行政による指導や監査についても、体制を強化する必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>を増やし、国の基準よりも余裕のある独自の配置基準を運用している自治体もあると聞く。</p> <p>そこで、国に対しては保育士の配置基準の改善をより強く求めるとともに、保育士の配置に余裕を持たせるための県独自の支援について検討すべきではないかと思う。</p> <p>また、不適切保育を絶対にさせないという明確な意識の下、行政による指導や監査についても、体制を強化すべきと考える。</p> <p>【木本委員④】</p>		
	<p>「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は無償で利用できるとのこと。</p> <p>いい制度だと思うが、市町村の窓口で案内されなかったようだ。</p> <p>どの程度活用されているか。</p> <p>【うの委員②】</p> <p>全県で124件は少ないのでは。市町村に制度をよく周知し、市町村が相談者に利用を勧めるよう、働きかけていただきたい。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>利用状況について、資料の3-2の4ページ上段に記載。124件となっている。</p> <p>ひとり親であればどなたでも利用可能。母子寡婦福祉連合会へ委託している。</p>	<p><ひとり親家庭></p> <p>○ ひとり親の事情により一時的に介護や保育サービスが必要となる場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図る「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、有意義な制度でありながら利用が進んでいない。市町村に制度の周知を徹底し、事業を必要とする家庭に支援が行き届くよう、働き掛ける必要がある。</p>
	<p>公立の保育所・幼稚園はセーフティ</p>	<p>公立施設は2018年から比べて2022年</p>	<p><公立保育所・幼稚園></p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>ネットの意味合いがあり、各自治体でしっかりと保障していくべき。</p> <p>しかし、無償化の影響により公立施設は負担が多く（公立施設は10/10負担のため）減少傾向にある。</p> <p>公立施設数の動向について把握しているか。</p> <p>【うの委員②】</p> <p>つくば市では、公立施設をまだ減らす見込みである。セーフティネットとして、障害のある子ども等のために加配が付けられるのは公立施設であり、公立施設の役割は大きいと考えている。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>は9施設減っている。</p>	<p>○ 公立の保育所・幼稚園については、無償化の影響で市町村の負担が大きくなり、減少傾向にある。しかしながら、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、公立施設はセーフティネットとしての役割を担っているため、存続につなげるための取組が必要である。</p>
	<p>土浦児童相談所が使用している建物は、元は違う事務所であったとのことで、児童相談所として使用することを想定していない。手狭になっているようで、ハード、ソフトの両面で児童の適切な処遇が可能なのか。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p> <p>児相職員の業務負担について、児童福祉司等職員一人当たりの虐待相談件数で比べると、土浦児相の負担が突</p>	<p>土浦児相は、かつて土地改良事務所だった庁舎を使用している。近年は児童福祉司等の職員を増やしてきた。</p> <p>施設整備は社会情勢を中長期的に見て判断すべきものであり、今後の検討課題だと思っている。</p> <p>土浦児相管内は約15万人程度の児童がいる。人口動態等のトレンドを踏まえれば、今後県南地域に児童がさらに増え</p>	<p><児童相談所></p> <p>○ 土浦児童相談所が管轄する県南地域の出生数は、他の地域を大きく上回っている状況にあり、将来にわたる潜在的なニーズまで視野に入れた、ハード・ソフト両面での相談所体制整備を検討していく必要がある。</p> <p>また、処遇の質や職員の負担といった観点から、一時保護所の整備についても、将来的には併せて検討していくべきである。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>出している訳ではないと聞いたが、一方で出生数で見れば、県南地域は県内では多いはず。そのような観点で配置を考えてはどうか。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p> <p>県南地域に子どもの数が増えれば、一時保護される子どもも増える。例えば現在ではつくば市から水戸の一時保護所へ移送することを考えると、児童処遇の質の面ではどうなのか。職員の負担も大きい。一時保護所も作ってほしい。</p> <p>【金子(敏)委員②】</p>	<p>ていくことも考えられるので、そのような状況も検討材料にしていきたい。</p> <p>現在は中央児相に一時保護所が併設されているが、この他に民間の児童養護施設の中に一時保護専用施設を整備する取組を進めている。現在県北1か所、県南1か所指定しているが、今後は県内5か所に増やしていく方針。</p> <p>土浦児相のあり方を検討する際には一時保護所についても検討したい。</p>	
	<p>近年、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のニーズは年々高まっており、放課後児童クラブを希望するのに利用できない待機児童は、去年より1,600人増え、およそ1万7,000人に上ることも明らかとなっている。</p> <p>そうした中、今年6月、こども政策担当大臣は、学校施設のさらなる活用などが必要と指摘し、こども家庭庁と文部科学省、自治体が連携して、対策を急ぐよう指示したところ。</p> <p>このような動きを受け、県としても、国の方針に後れを取ることなく、</p>		<p><放課後児童クラブ></p> <p>○ 保護者によるニーズの高まりに伴い、放課後児童クラブを希望しても利用できない待機児童が増える中、国では、学校施設のさらなる活用を含め、こども家庭庁と文部科学省、自治体が連携して対策を急ぐよう方針を示している。このような動きを受け、県としても、国の方針に後れを取ることなく、放課後児童クラブの利用を希望する全ての家庭が確実に利用できるようにするため、受け皿整備の取組を進めていく必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>放課後児童クラブの利用を希望する全ての家庭が確実に利用できるようにするため、受け皿整備の取組を進めていく必要があると考える。</p> <p>【金子(晃)委員④】</p> <p>近年、児童買春・児童ポルノ禁止法違反をはじめとした、SNSに起因する事犯の被害に遭った子どもの数は増減を繰り返しており、健全育成が脅かされていると感じる。</p> <p>そうした被害を根絶し、子どもの健全育成を図るためには、警察において、SNSに関する専門的な知識や能力を持つ人員体制を拡充し、インターネット上のサイバーパトロールなど取り締まりを強化することが重要である。</p> <p>また、子どもたち自身がSNSの危険性を学び、十分理解することも不可欠であるため、警察と教育現場がより緊密に連携し、非行防止教室の実施など子どもの健全育成に資する取組を一層推進すべきと考える。</p> <p>【村田委員④】</p>	<p>例年、中央要望で、国に公費負担制度の創設を要望している。</p>	<p><健全育成></p> <p>○ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反をはじめとした、SNSに起因する事犯の被害を根絶し、子どもの健全育成を図るためには、警察においてSNSに関する専門的な知識や能力を持つ人員体制を拡充し、インターネット上のサイバーパトロールなど取り締まりを強化する必要がある。</p> <p>また、子どもたち自身がSNSの危険性を学び、十分理解することも不可欠であるため、警察と教育現場がより緊密に連携し、非行防止教室の実施など子どもの健全育成に資する取組を一層推進すべきである。</p> <p><小児医療費助成制度></p> <p>○ いわゆる小児マル福の外来分につい</p>
	<p>中央要望で子どもの医療費の公費負担制度創設を要望しているとのこ</p>	<p>例年、中央要望で、国に公費負担制度の創設を要望している。</p>	<p><小児医療費助成制度></p> <p>○ いわゆる小児マル福の外来分につい</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>とだが、状況について伺いたい。 【星田委員②】</p> <p>市町村独自で拡充を進めており、県では外来を小学6年生まで拡充したが、なかなかその後の一歩が踏み出されていない。</p> <p>市町村で環境を作っているのは、必要としている人がいるからであり、保護者の状況を考えれば拡充を考えるべきだと思うが、県ではどのように考えるか。 【星田委員②】</p> <p>入院を高校3年生まで拡充して全国1位なら、外来の方も、県でも財源をもって各市町村が更なる少子化対策や子育て支援策等を拡充できるように考えていくのが県の立場なのかと思う。</p> <p>県としても環境づくりに取り組んでいただきたい。 【星田委員②】</p>	<p>全国知事会でも、同様の要望はしており、実現はしていないが、国の方でも議論していると認識している。</p> <p>県では、限られた財源の中で優先順位を付けながら拡充を行ってきたところ。外来は小学6年生までだが、入院は高校3年生までであり、対象年齢順で全国1位。</p> <p>県と市町村の施策を合わせることで、全県民が同じサービスを受けられる状況となっており、好ましいことと考えている。</p>	<p>て、本県では小学6年生までを対象範囲としているが、その後の拡充が依然として進まず、高校3年生までの部分は各市町村の単独事業によってカバーされている状況にある。市町村がそうした対応をとっているのは、それを必要としている声があるからに他ならない。県で財源を持つ対象範囲を高校3年生まで拡充し、市町村が子育て支援などへのさらなる対策に注力できるように考えていくのが、県の立場である。県としても環境づくりに取り組む必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
3 誰もが教育を受けられることができる社会づくり	<p>子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料が作成されているが、保護者に中身がきちんと届いていない。中身をきちんと自分たちのものにできるかの落とし込みについて、どのように把握されているのか。</p> <p>【山本委員②】</p> <p>全保護者を対象とした小学校就学前のアプローチの場として、就学前の説明会が貴重であると考えているので、保護者との連携の場としてほしい。</p> <p>【山本委員②】</p>	<p>以前は冊子を作成し、配布していたが、現在はデータで配信している。就学時健康診断や入学説明会、幼児教育施設や学校等で行っている家庭教育学級において、市町村の家庭教育支援者が工夫しながら活用して講座を行っている。</p>	<p><家庭教育></p> <p>○ 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料の内容について、保護者が十分理解しているとまでは言えない状況にある。対面でのアプローチが有効であるため、全ての保護者が参加する就学時健康診断や入学説明会を、家庭教育に関する保護者との連携の場として活用する必要がある。</p>
	<p>今年度はじめに行った長期欠席児童生徒に関する保護者アンケートの取り方はどのように行ったのか。</p> <p>【山本委員②】</p> <p>長期欠席・不登校であるかどうか、対象者に渡すことで、その親子が傷ついてしまうという配慮がありすぎて、伝えたい保護者にアンケートが届いていない実態があったことは、県として把握しているか。</p> <p>【山本委員②】</p>	<p>市町村教育委員会を通して、学校から対象児童生徒の各家庭に行くようにしている。</p> <p>学校からのアンケートに対する声は届いている。調査に当たっては、家庭、児童生徒に十分な配慮が必要であり、アンケートは希望制とし、答えたくない場合は配慮するよう指導している。</p>	<p><不登校></p> <p>○ 長期欠席の児童生徒を対象としたアンケート調査の際、親子が傷ついてしまうのではないかという過度の配慮により、本当は回答したかった親子にアンケートが届かなかった事例もある。不登校に関する調査に当たっては、当事者の声を把握するための貴重な機会であるという重要性に鑑み、より丁寧な実施の在り方を考える必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>この調査をただの調査にとらえるのか、あるいは一言付け足すことで、いかようにも伝わる。こういった実態がわかるかもしれない、そういった機会だったと思うので、このアンケートはもう少し慎重に行ってほしかった。</p> <p>【山本委員②】</p> <p>不登校児童生徒支援の在り方、相談窓口の拡充、公設型だけでなく、民間のフリースクールへの委託、フリースクールの運営費補助等など、不登校に関しては、つくば市がいろいろな施策を展開している。</p> <p>そうした中、県教育委員会にも協力をいただき、昨年度から校内フリースクールのモデル事業がスタートしたが、こういった機会を生かし、県としてもう一步踏み込んだ対応をお願いしたい。</p> <p>【山本委員②】</p>		<p>○ 昨年度から始まった校内フリースクールのモデル事業で得られた成果に基づき、県として、不登校の解消に向けた次の一手となり得る、より踏み込んだ対応を検討する必要がある。</p>
	<p>スクールソーシャルワーカーはどのように配置されているのか。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>市町村教育委員会からの要請により派遣しており、年々拡充している。令和4年度は25人で延べ1,338回派遣、令和5年度は約1,700回程度の派遣対応が可能であり、不足はないと考えている。</p>	<p>＜スクールソーシャルワーカー＞</p> <p>○ 近年ニーズが高まっているスクールソーシャルワーカーは、極めて専門的な知識や技術を有する職種である。学校現場と困難な家庭をつなぐ重要な存在として、スクールソーシャルワーカー</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>契約は月額か、年額か。複数年にわたっているのか。1人当たりの年額はいくらか。</p> <p>【うの委員②】</p> <p>スクールソーシャルワーカーは専門的な職だが、雇用の面で安定しておらず、優秀な方が続けられないため、待遇については、検討していただきたい。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>時給制。全国平均を上回って支払っている。</p>	<p>一を持続可能で安定的な制度にできるよう、待遇面の向上について検討する必要がある。</p>
	<p>通級や特別支援学級に通う子が大変増えている。</p> <p>小学校において、同校の通級指導教室で学んでいた児童が、中学校に通級指導教室等がないために、同校で学べなくなる生徒は多いのではないか。</p> <p>【木本委員②】</p> <p>地元ではない他の学校に行くとなると、なじめないケースなども起こり得る。子どもたちにとって成長段階のつまずきとならないよう、切れ目のないサポートをお願いしたい。</p> <p>【木本委員②】</p> <p>インクルーシブ教育が求められる</p>	<p>通級指導については、在籍する学校で指導を受ける場合、他校で指導を受ける場合、特定の教員が複数の学校を巡回して指導するという3パターンがあり、約9割の子供たちは、在籍する学校で指導を受けている状況にある。</p> <p>通常の学級で学ぶことが可能な子は</p>	<p><特別支援教育></p> <p>○ 通級による指導や特別支援学級など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加している。そうした子どもたち一人一人に応じた学びの場について、適切に対応していく必要がある。</p> <p>○ インクルーシブ教育システムの理念</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>中で、共に学び活動するための施策を進めていくことも大事な取組であると考えている。</p> <p>インクルーシブ教育は障害児だけでなく、不登校や発達障害など多様な学びの場を創出していくことにもつながると思うが、インクルーシブ教育についてどのように考えているか。</p> <p>【山本委員②】</p>	<p>通常の学級で学び、特別な教育的支援が必要な子については、特別支援学級や通級による指導を受けるといった、通常の学級、通級による指導、特別支援学級という一つのつながりの中で、子供たちの学びを充実させていくことが必要と考える。</p>	<p>の下、発達障害等を含め、特別な教育的支援を必要とする全ての子どもたちに対応した多様な学びの場を提供していくとともに、共に学ぶ機会の充実を図っていくことも必要である。</p>
	<p>自転車利用の高校生に対するヘルメット着用の促進は重要な課題だが、努力義務ということもあり校則での対応には馴染まず、徹底が難しいと聞く。そこで、ヘルメット着用を促進するためのモデル校を指定し、その学校全体として生徒がヘルメットを着用しやすい雰囲気づくりに努める必要がある。そうした取組を皮切りに、「ヘルメット着用が当たり前」という空気感を全ての学校へと浸透させていくことが大切である。</p> <p>また、駅などの駐輪場で自転車にヘルメットを置きっ放しにした場合、盗難などの被害に遭うリスクが生じることから、それを避けるためには生徒自らがヘルメットを持ち歩く必要がある。そこで、先ほど申し上げたモデ</p>		<p>＜ヘルメット着用＞</p> <p>○ 自転車利用の高校生に対するヘルメット着用の促進は重要な課題である一方、努力義務ということもあり校則での対応には馴染まず、徹底の難しい部分がある。まずはヘルメット着用を促進するためのモデル校を指定し、その学校全体として生徒がヘルメットを着用しやすい雰囲気づくりに努め、そうした取組を皮切りに、「ヘルメット着用が当たり前」という空気感を全ての学校へと浸透させていく必要がある。</p> <p>また、駅などの駐輪場で自転車にヘルメットを置きっ放しにした場合、盗難などの被害に遭うリスクが生じることから、それを避けるためには生徒がヘルメットを持ち歩く必要がある。そうした状況に対し、モデル校において、</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>ル校において、持ち運びのしやすいタイプのヘルメットを支給する取組を提案したい。以前、バッグに入るくらいのヘルメットを目にしたことがあるので、そうしたタイプのヘルメット支給をモデル校における試験的な取組として検討していただきたい。</p> <p>【西野副委員長④】</p>		<p>持ち運びのしやすいタイプのヘルメットを支給する試験的な取組を検討すべきである。</p>
	<p>スクールバスのみならず、通学に係る交通費について、家庭の負担が増えていると感じている。</p> <p>スクールバス補助に偏ることなく県が通学費を補助する必要がある、既に鳥取、京都、北海道においては通学費補助が始まっている。</p> <p>本県においても、家庭の教育費負担を軽減する視点から、通学費に対する補助制度の検討を要望させていただく。</p> <p>【うの委員②】</p>		<p><通学費></p> <p>○ 高校生のスクールバスや公共交通機関の利用に係る通学費については、通学可能範囲が広域化していることもあり、家庭の負担が増えていると感じている保護者もいる。一定額を超えた部分に対する補助といった他県の先行事例も踏まえ、家庭の教育費負担を軽減する視点から、高校生の通学費に対する補助等の支援制度について検討する必要がある。</p>
	<p>厚生労働省調査では貯蓄がない世帯数が約50%となっている。</p> <p>また、休日議会で大学生と懇談の場を設けたところ、奨学金の返済があり、将来の結婚などは考えられないとの話があった。</p>	<p>茨城県奨学資金制度は大学生で自宅外通学であれば月4万円を4年間で総額1,920千円が貸与される制度である。</p> <p>奨学金の返還については、貸与された1,920千円を貸与終了後10年以内で返していくことになる。</p>	<p><奨学金></p> <p>○ 将来の結婚や出産などを考える上で、奨学金の返済が日常生活における負担とならないよう、支援制度の拡充について検討する必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>県奨学資金の制度及びその返還状況について教えて欲しい。 【金子(敏)委員②】</p> <p>県の奨学金では足りない学生もあり、奨学金の他に有利子の教育ローンなどを借りている可能性がある。その辺りの実態についてしっかりと受け止めて欲しい。</p> <p>県でも国に要望されているように、給付型を含めた制度の拡充を要望したい。高校生のときに何の不思議もなく借りたものが、将来の足かせにならないよう進めて欲しい。 【金子(敏)委員②】</p> <p>茨城県奨学金返還支援助成金は素晴らしい制度だと思うが、募集を停止している。 事業の詳細を聞きたい。 【うの委員②】</p>	<p>令和4年度の現年度返還実績は1,054名、175,198千円に対し、996名、166,375千円の収入があり、約95%の収納率となっている。</p> <p>生活が困難な学生等に対しては、返還猶予を行っており、生活困窮、進学状況、育児などの事由により、条例で定める相当の期間の返還猶予を行っている。</p> <p>令和4年度の返還猶予実績は6名となっている。</p> <p>また、日本学生支援機構が行う給付型奨学金も令和2年度に改正され、高校推薦枠の廃止により、4人世帯の年収約270万円は全て支給対象となり、給付額も最大月額7万6千円に拡大されるとともに非課税世帯に準ずる世帯には年収に応じて2/3又は1/3が支援対象に追加されたため、県奨学金と併せて支援制度が活用されるよう引き続き周知していく。</p> <p>(給付型奨学金の)学校推薦枠の関係で、外形的な要件を満たしているが、給付型奨学金の支給から漏れた方を対象としている事業である。</p> <p>制度の拡充により、収入が少ない世帯全てが対象となったので、募集を止めている。</p>	<p>○ かつて給付型奨学金の対象から漏れた方を対象に実施されていた貸与型奨学金の返還支援について、一定条件の下に、対象者を広げて復活させることができないか検討すべきである。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>住民税非課税世帯以外の者でも、貸与型奨学金を借りて進学している者は多くいると思うので、既に社会人になった方、Iターン者にも対象に広げて、復活してほしいと思う。</p> <p>復活した場合は周知もしっかりやってほしい。</p> <p>【うの委員②】</p> <p>国でやるべきであるが、国がやるかは分からない。</p> <p>返還支援制度の実施により、県に就労してもらえれば、税金を払ってもらえるし、10年と条件を付けることで、労働力不足の解消にもつながる。</p> <p>ぜひ国にも要望しつつ、県でも取り組んでほしい。</p> <p>【うの委員②】</p>	<p>本制度は給付型奨学金の対象から漏れた方を対象としている。今は対象者全員が受給できるので復活は考えていない。</p> <p>貸与型奨学金を借りている方は多くいると思う。そういった方に支援の手を差し伸べる場合は、国において手を差し伸べるべきだと思う。</p>	

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
<p>4 多様な働き方・外国人材の積極活用等</p>	<p>様々な産業分野で人がいない状況。外国人材を何名受け入れるという目標はあるのか。 【村田委員③】</p> <p>外国人材の受入れ以外にも取り組むべき施策はあり、例えば、引きこもりの方が社会に出られるような支援や、AIを活用した生産性の向上などが考えられる。 どの産業でどれくらい数の人が足りないか、こういったスキルを持つ人材が必要かを検討して対策を考えるべきだが、いかがか。 【村田委員③】</p> <p>日本語教室の設置状況や外国人相談の窓口について、必要な人になかなか伝わりにくい状況にあると思っている。 実際にはどのように情報を周知しているのか。 【山本委員③】</p> <p>県国際交流協会の方はしっかり体制をとっているが、市町村の国際交流協会等については、格差があると思っている。</p>	<p>目標数は決めていないが、人口減により、外国人材の受入れが必要な状況であるので、外国人労働者の受入れ環境の整備支援に取り組んでいる。</p> <p>どの産業分野でどれだけ人が足りないというデータはない。 今リスキリングの推進の関係でIT人材の必要数については調査を行っているところ。 今後、全産業分野でどれくらい人が必要かを考えながら政策を進めたい。</p> <p>日本語教室については、市町村の国際交流協会等が主催しているが、それぞれのホームページ等で周知している。 県としては、全ての市町村で日本語教室が開設されるよう、未設置の7市町村に対し、引き続き開設の働きかけを行っていく。 また、外国人の相談については、県国際交流協会に「外国人相談センター」を設置し10の言語で対応しており、こちらもホームページ等で周知している。 外国人の方々も言語・住居・暮らし・</p>	<p><外国人材></p> <p>○ 外国人材の獲得を目指すに当たっては、どの分野でどんな人材がどれくらい不足しているのかデータを集積し、業種ごとに求められる人数等を分析した上で、戦略的に取り組む必要がある。また、外国人材の受入れとともに、業務効率化やデジタル化、AIの活用など他の手法によるアプローチについても、併せて検討すべきである。</p> <p>○ 各市町村の国際交流協会等においては、支援を求める外国人に必要な支援が行き渡るよう、取組を進める必要がある。そうした取組を通じて、SNS等による外国人コミュニティ間での情報共有だけでなく、然るべき相談機関につながることでできる体制を確立すべきである。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>県南に外国人就労者が増えている中で、県国際交流協会の指導が行き届くのか、県南でも同じ温度感で進めていける場を設定するのもあると思っている。</p> <p>自分たちのコミュニティでのSNSの情報共有だけでなく、きちっとした相談機関につながっていくことが、安心な生活を守ることになるので、県国際交流協会や教育庁など様々なところの連携が必要である。</p> <p>【山本委員③】</p> <p>外国人労働者について、過去にパワハラ・セクハラ等の様々な問題について、県内でも報道があったと思う。県では、不適切な事例について、どのように対応してきたか。</p> <p>【うの委員③】</p> <p>企業の中には、技能実習生が妊娠すると働かせない、そういった契約を結ばせるといった話を聞く。人権上問題のある処遇について、指導できないか。</p> <p>【うの委員③】</p>	<p>結婚離婚など多くの問題を抱えているので、弁護士や社労士等の専門家の協力も得ながら相談体制の充実を図ってきたい。</p> <p>県では、外国人材支援センターにおいて、2022年度は256社の企業を訪問し、不法就労防止などの周知・啓発を行った。</p> <p>相談対応では、賃金未払いの情報が1件あり、労働基準監督署や出入国管理庁を紹介した。</p> <p>国が指導権限をもっている。</p> <p>県でも人権に問題がある事案について相談を受けるなどした場合は、所管する部署に話をつないでいきたい。</p>	<p>○ 企業の中には、外国人労働者に対する様々なハラスメントや、人権上問題のある処遇を行っているところも報道されている。そうした深刻な問題が生じないように、行政が主体的に出向いて契約関係や労働環境をチェックするなどの体制づくりが必要である。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>外国人はどこに相談すればよいか分からないと思う。 相談に来るのを待つのではなく、出向いてチェックしてほしい。 【うの委員③】</p> <p>特定技能2号の普及など、長期で働く人が増えること予想される。働きに来ている人の意見・思いを受け止める必要があると思うが、そういった意見を聞く施策はあるか。 【うの委員③】</p> <p>外国人労働者の方は来日前に日本語を勉強してきていても、日本語がうまく通じず不安に思っている。その不安に母国語ができるブローカーが勧誘して、(不法就労に)引っ張ってしまう。 母国語が堪能なサポーターを用意して、寄り添う支援が必要になる。相談窓口はあると思うが、積極的に話を聞く場を用意してほしい。 【うの委員③】</p> <p>数人の職員では足りないので、外国の方をそろえて対応してほしい。 【うの委員③】</p>	<p>ベトナム・ロンアン省との覚書に基づき、人材を受け入れ、介護福祉士を目指す取り組みをおこなっている。受け入れている人材に話を聞くと、日本語教育に力を入れてほしいという話を聞く。</p> <p>茨城県外国人材支援センターにおいて対応することになるかと思う。センターには外国人職員もおおり、外国人の視点でも対応してもらっている。</p>	<p>○ 日本語がうまく通じず不安な心境に陥っている外国人労働者は、母国語を話すブローカーによって不法就労等に勧誘される可能性がある。不安を持つ当事者に寄り添った対応ができるよう、より多種の言語に対応したサポーターによる相談体制が必要である。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>前回の委員会で福祉分野の有識者から伺った話によれば、これまでのような「労働力の確保」という考え方では、多くの外国人の方々に来ていただくのは難しくなっているとのことであった。</p> <p>今後はもっとグローバルな大きな視点が必要で、例えば「茨城で働くことによって習得できるスキルが、母国に戻ってからも役立つから、茨城を選んだ」というモチベーションを持ってもらえるような取組などが重要だと思う。外国人材に対するアプローチの仕方をより一層工夫していく必要があると考える。</p> <p>【村田委員④】</p>		<p>○ これまでのような「労働力の確保」という考え方では、多くの外国人の方々に来ていただくことが難しくなりつつある。今後は、例えば「茨城で働くことによって習得できるスキルが母国に戻ってからも役立つ」といった、よりグローバルなモチベーションの下に本県を選んでもらえるよう取り組むなど、外国人材に対するアプローチの仕方をより一層工夫していく必要がある。</p>
	<p>外国人児童生徒に日本語指導を行う教員について、国として加配しているが、現場は足りていない。現実、加配の配置状況でどういう要望を出しているのか。</p> <p>【うの委員③】</p>	<p>2022年実績として、1,700人の日本語指導が必要な児童生徒に対して、71校に103人配置している。</p> <p>約1,150人に対して日本語指導を行っている。残りの約550人に対しては、県のグローバル・サポート事業、各市町村、各学校等で支援を行っている。</p> <p>具体的な支援策として、筑波大学やNPO法人と連携して日本語の習熟度に応じた少人数のオンライン日本語指導</p>	<p><外国人児童生徒></p> <p>○ 外国人児童生徒に日本語指導を行う教員については、一定の加配が行われているものの、一部の学校現場では不足が生じている。国への要望を含め、教員について十分な指導体制を確保する必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②=第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>保護者が日本語が分からないために、学校とのトラブル等もある。大人への日本語指導も充実していく必要があるのではないか。</p> <p>高校進学においては、高校受験はハードルが高くなる。日本人の中学生と同じ指導では、難しい。進学へのサポートもやっていただきたい。</p> <p>何か取り組んでいることや方向性はあるか。</p> <p>【うの委員③】</p>	<p>等を行っている。</p> <p>高等学校においても、グローバル・サポート事業を活用して日本語指導を行っている。</p> <p>本県では、国の基準より手厚く加配教員を配置している。引き続き、国に対しても加配の要望を行うとともに、ひとりひとりの日本語の習熟の程度に応じた日本語指導の充実を図っていく。</p> <p>保護者が日本語ができない場合でも、グローバル・サポート事業で就学・就園ハンドブックを多言語で作成、各市町村で案内している。</p> <p>また、学校からの文書の翻訳や面談時の通訳のサポートについても、派遣やオンラインで行っている。</p> <p>生徒の進学については、進学ガイドブックを作成、HPで公表している。進学ガイダンスも年間複数回実施している。</p> <p>昨年度の筑波大オンライン支援では、中学3年生10名中9名が進学している。今後も進学の希望が叶うように支援していく。</p>	<p>○ 外国人児童生徒が高校受験等に臨む場合、日本語で高度な学習内容を理解しなければならず、日本人以上に高いハードルが課せられる。進学を希望する外国人児童生徒に対しては、受験を見据えた上でのより細やかな学習支援が必要である。</p> <p>○ 外国人児童生徒の保護者が日本語を理解できないために、学校側との間でトラブルが生じることも少なくない状況にある。保護者と学校側の間におけるコミュニケーションを円滑なものとするためにも、大人の外国人が日本語を学ぶための支援策について手厚く講じる必要がある。</p>
	2024年問題は運輸業界だけではなく	運輸業だけではなく、全産業の問題だ	<国内人材>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>い全産業の問題である。運んでいる物が正規の値段で売れるような方向付けをしないと解決できない。また、一つの部局、縦割りで解決できる問題ではないと思うが、どのように考えているのか。</p> <p>【田山委員③】</p> <p>トラックドライバーの下請け企業は価格転嫁が難しい状況にある。価格転嫁が進むよう取組をお願いしたい。</p> <p>【高安委員③】</p> <p>建設業のような分野においては、男性あるいは理系の技術を持った人が働くというイメージが強い一方、実際には、建設ディレクターなど女性や文系の人材でも活躍できる職種が存在する。就職のときにそうした情報を知らなかったために、「男性でなければ」「理系でなければ」といったイメージにとらわれて、実は適性のある職種にたどり着けなかった人もいないか。</p> <p>そこで、より多様な人材の確保を実現するため、性別や文系理系の区別によるイメージが根強い業種については、正確な実態を踏まえ、従来のイメ</p>	<p>と考えている。</p> <p>産業戦略部としては、先日、県及び労働局と県内経済団体や労働団体などを交えた会合を開催するなど価格転嫁や賃上げの取組を支援する取り組みをすすめている。</p>	<p>○ トラックドライバーの時間外労働時間の上限規制に伴い発生する、物流の2024年問題は、運輸業界だけでなく全産業に関わる問題である。全庁的な取組の下、運んでいる物が輸送コストを反映した値段で取引されるような方向付けをすることにより、価格転嫁の促進、ひいては賃上げを実現し、問題の解決を図っていく必要がある。</p> <p>○ 例えば建設業のような分野においては、男性あるいは理系の技術を持った人が働くというイメージが強い一方、実際には女性や文系の人材でも活躍できる職種が存在する。各業界において、より多様な人材の確保を実現するため、性別や文系理系の区別によるイメージが根強い業種については、正確な実態を踏まえ従来のイメージの払拭に努める必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>一ジの払拭に努める必要があると考える。</p> <p>【④ 榎田委員④】</p> <p>外国人材が10年後、20年後も日本に来てくれる保証はない。自国のことは自国で行うという施策観が必要だと思う。外国人労働者に頼りすぎているという反省にも立った政策方針はあるのか。</p> <p>【③ 榎田委員③】</p> <p>県として政策を考えてほしい。</p> <p>【③ 榎田委員③】</p>	<p>外務省では海外で暮らす日本人のデータはあるが、在留資格は国それぞれで異なるため、労働の有無までは不明である。</p> <p>今後、グローバル化が進む中で、海外で活躍される方も人材も増えると思う、そういった方を茨城に留めるとはなかなか言えない。</p>	<p>○ 数十年後の将来に渡って、外国人材が日本に来てくれる保証はない。外国人労働者に頼り過ぎるのではなく、自国のことは自国でまかなうという施策観を失わないことも重要である。</p>
	<p>本県の最低賃金については、先月、茨城労働局が発表した答申において、最低賃金を現行の911円から42円引き上げ、953円に改正することとされたが、人材の獲得競争が激しくなる中、関東地域の中で栃木県をはじめ近隣他県よりも低いなど、大きな課題があるのではないかと考える。</p> <p>そこで、国によるランク分け制度の在り方を是正することと併せて、県独自に最低賃金額を決定できる手法を国に申し入れる必要がある。</p> <p>【⑤ 海野委員⑤】</p>		<p><最低賃金></p> <p>○ 人材の獲得競争が激しくなる中、本県の最低賃金は関東地域の中で栃木県をはじめ近隣他県よりも低いなど、本県が不利な立場に立たされている状況にある。最低賃金については、地域間格差の拡大につながっているランク分け制度を是正することと併せて、地方において、より自主的に最低賃金額を決定できる仕組みとすることについて、これまで以上に国へ強く求めていく必要がある。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>業務上で必要とされる新しい知識やスキルを学ぶリスクリングは、生産性を向上させ、人材不足の解消に寄与するものとして期待されている。</p> <p>しかしながら、民間の調査結果などによると、リスクリングへの取組には企業間でも温度差が生じており、特に規模の小さい企業ほど取組が消極的な傾向にある。</p> <p>リスクリングによって人材不足の解消が期待できる業種においては、一つでも多くの企業、一人でも多くの個人がリスクリングに取り組めるよう、情報発信や機運醸成に力を注いでいく必要があると考える。</p> <p>【星田委員④】</p>		<p><リスクリング></p> <p>○ 業務上で必要とされる新しい知識やスキルを学ぶリスクリングは、生産性を向上させ、人材不足の解消に寄与するものとして期待されているが、民間の調査結果などによると、リスクリングへの取組には企業間でも温度差が生じており、特に規模の小さい企業ほど取組が消極的な傾向にある。リスクリングによって人材不足の解消が期待できる業種においては、一つでも多くの企業、一人でも多くの個人がリスクリングに取り組めるよう、情報発信や機運醸成に力を注いでいく必要がある。</p>
	<p>国では、地域少子化対策重点推進交付金を活用して子育て世代の多様な働き方を推進している。</p> <p>コロナ禍でテレワークが進んだことは、多くの子育て世代にとって、自分たちの働き方を見直すきっかけになっている。</p> <p>子育てしやすい環境は移住・定住にもつながる。境町では子連れコワーキング事業を実施しており、県でもこのよう</p>		<p><多様な働き方></p> <p>○ コロナ禍でテレワークが進んだことは、多くの子育て世代にとって、自分たちの働き方を見直す契機となっている。そうした中、子連れ出勤や子連れコワーキングといったスタイルについても、多様な働き方をめぐる一つの選択肢として、県内事業者に波及させていくべきである。</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	な取組を県内事業者に波及させていた いただきたい。 【山本委員③】		
	<p>昨年度における男性の育児休業取得率は17.13%で、10年連続で上昇し、過去最高を更新した一方、2025年度までに50%とする政府目標との間には大きな差が生じている。</p> <p>調査結果の内訳を事業所規模別に見ると、規模の小さいところほど取得率が低くなっているほか、パートやアルバイトが多い有期契約の方々については、前年度よりも取得率が下がっている状況である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、さらなる働き方改革の推進などにより、特に中小企業での育児休業の取得促進を図るとともに、雇用形態に関わらず希望者が育児休業を取得しやすい環境づくりを推し進めていく必要があると考える。</p> <p>【金子(晃)委員④】</p>		<p><育児休業></p> <p>○ 男性の育児休業取得率については、規模の小さい企業ほど取得率が低くなっているほか、パートやアルバイトが多い有期契約の方々については、前年度よりも取得率が下がっている。こうした状況を踏まえ、さらなる働き方改革の推進などにより、特に中小企業での取得促進を図るとともに、雇用形態に関わらず希望者が育児休業を取得しやすい環境づくりを推し進めていく必要がある。</p>
	<p>県では、「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定し、実施していく上で女性職員の声はどのように集約しているのか。また、そうし</p>	<p>女性職員へのヒアリングや各課の総括補佐等による職員への意向調査等の機会があるため、職員からの声を施策に反映させながら推進している。</p>	<p><女性活躍></p> <p>○ 県では、「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定しているが、女性職員の目線に立ったさらなる</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>た声を踏まえて、女性職員の働き方についてどのようなことを課題として認識しているのか。</p> <p>【山本委員③】</p> <p>女性職員が「県庁の改革がされた」と実感するような特徴的、先進的な取組とは。</p> <p>【山本委員③】</p> <p>女性職員が抱える具体的な課題について、男性職員や上級職員の皆様が共有していけることが大事。もう少し具体的な話が聞けるとよかったかなと思う。</p> <p>【山本委員③】</p> <p>海外や中央省庁等に長期派遣されている際に、職員が妊娠等された場合、どのように対応されるか。</p> <p>【金子(敏)委員③】</p> <p>人事院ツイッターにおいて、国家公</p>	<p>また、課題としては、長時間労働の是正など、働きやすい職場環境の整備が必要であり、全庁的に取り組んでいるところ。</p> <p>女性職員の管理職等への積極的な登用をすすめており、課長級以上の女性職員の割合については、策定時9.4%であったところ、プランにおいては26%という高い目標を設定している。</p> <p>男性の育児休業取得率についても高い目標を設定している。</p> <p>今後も積極的な推進により、プランの目標達成を目指したい。</p> <p>そのような事例はまだないと思われるが、あった場合は、職員から話を伺い、派遣先と調整して対応するようになると思われる。</p>	<p>取組を進められる余地は大きい。男性職員や上司が、女性職員の抱える具体的な課題を共有しながら、女性職員が一層活躍できる方策について検討する必要がある。</p> <p>○ 国では、国家公務員の留学について、産前・産後休暇を取得しても留学を継続できるようにするなど、女性職員のキャリア形成に資する動きが見られる。女性にとって、妊娠・出産とキャリア形成に大事な時期は重なることが</p>

調査項目	委員からの主な意見 ※委員名の後の丸囲みの数字は、 発言のあった委員会を指す (例：②＝第2回委員会での発言)	執行部からの主な答弁	提言案
	<p>務員の留学について、産前・産後休暇を取得しても留学を継続できること、及び、留学応募資格の在職期間には、産前・産後休暇や育児休業の期間は含まれないことが発表されている。女性にとって、妊娠・出産とキャリア形成に大事な時期は重なることが多いので、県においても参考にしてほしい。</p> <p>【金子(敏)委員③】</p>		<p>多いため、県においても、より女性職員の希望に沿ったキャリア形成の実現を図っていく必要がある。</p>